

①

県立高等学校等入学者選抜調査委員会 報告書について〈概要〉

教育委員会

令和3年4月27日（火）
高校教育課

1 採点誤りの概要

(1) 採点誤りの件数

種類 年度学校数	学力検査(高校)		適性検査(附属中学校等)	
	R 3 : 93校	R 2 : 93校	R 3 : 11校	R 2 : 8校
誤りの件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件
	総計69校953件		総計 9校35件	
合否への影響	3件 ※	なし	なし	1件 ※
答案誤廃棄	—	11校	—	なし

※ 高校：牛久栄進、取手一、境 中高一貫：並木中等

(2) 採点誤りの内容 (R 3 高校入試)

教科	件数	主な内容		
		※ 正誤	得点誤記入	計算漏れ
社会	141	93 (66%)	20 (14%)	17 (12%)
国語	127	42 (33%)	42 (33%)	33 (26%)
理科	80	56 (70%)	10 (13%)	9 (11%)
英語	98	34 (35%)	10 (10%)	9 (9%)
数学	50	26 (52%)	15 (30%)	8 (16%)
合計	496	251	97	76

※ 正誤は、長文記述の部分点、短文記述、記号

2 採点の現状

2

(1) 日程 学力検査から合格発表日までのスケジュール (R3 高校入試)

日	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
入試	学力検査	特色面接					追検査	追検査		合格発表
作業		採点	1日 1.5日 2日			得点入力・会議資料作成 合格発表に係る書類準備			判定 会議	
在校生	休業日 (自宅学習)					授業	授業	授業	休	授業

(2) 採点日数・時間 (R3 高校入試)

教科	最短 (学校・受検生数)	最長 (学校・受検生数)	特色
英語	1日 2.5 (大子清流・43人)	1.5日 18.0 (水戸工業・373人)	実施
国語	1日 3.0 (三和・75人)	1.5日 23.5 (水戸商業・358人)	実施
数学	1日 2.0 (茨城東・62人)	1.5日 18.2 (水戸工業・373人)	実施
社会	1日 3.0 (竜ヶ崎南・78人)	2日 22.3 (土浦第二・380人)	なし
理科	1日 2.0 (茨城東・62人)	1.5日 20.3 (水戸工業・373人)	実施

3 採点誤りのあった校長への聞き取り結果

《調査日》 3月30日（火）

《対象者》 採点誤りのあった学校の校長（53校）・・・（A）

ミスの要因（R3高校入試）

（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
集中力の欠如 採点に臨む心構え (ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理監督責任者として深く反省 ・ この手順ならミスは起こらないという過信 ・ タイトなスケジュールによる教員の疲労蓄積 ・ 「教員は間違えない」という気の緩み 	46	86.8%
体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点基準の共有不足 ・ 「教科の専門教員はミスしない」との思い込み ・ 教科内のコミュニケーション不足 ・ 他教科との比較による心理的な焦り ・ 教職員の自覚を呼び起こせなかった監督責任 	18	34.0%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述問題の増加，部分点基準作成が難しい ・ 長文記述の問題が多い 	15	28.3%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大問ごとに得点合計欄がない ・ 記号と短文記述の解答欄を見やすく 	6	11.3%

4 採点誤りに関与した教員への聞き取り結果

《調査日》 4月5日（月）， 8日（木）

《対象者》 採点誤りに関与した教員（延べ1,262人）・・・（A）

誤りの要因（R3高校入試）

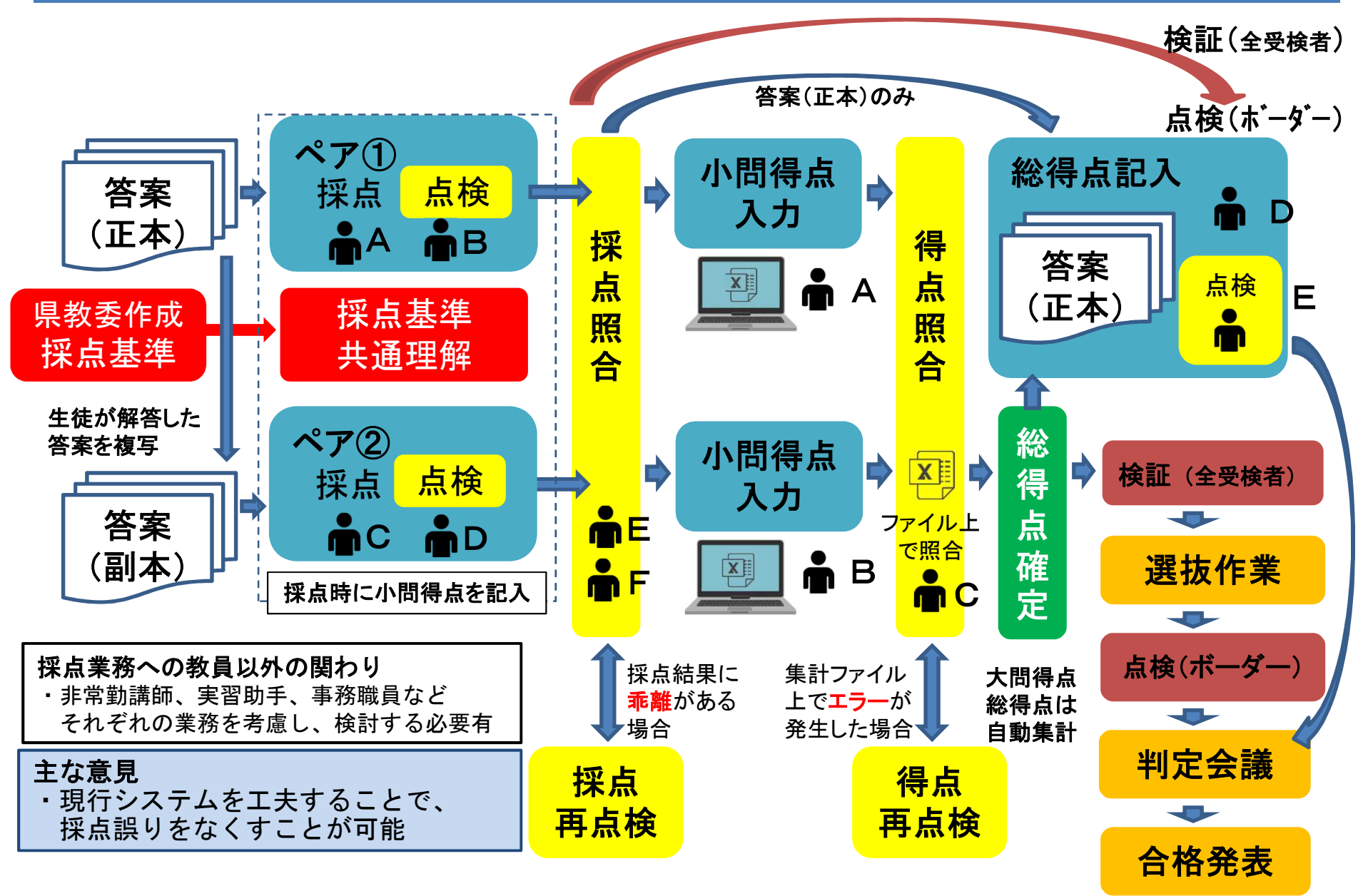
（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
集中力の欠如 採点に臨む心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点が長時間に及んだことによる疲労 ・ 心理的な焦りや休憩の不足 ・ 採点環境（物理的なもの、雑音） ・ 不注意 	967	76.6%
体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点途中で部分点にブレが生じた ・ 役割分担の徹底が図れなかった ・ 「教科の専門教員はミスしない」と思い込み ・ 例年よりも採点を担当する教員が少なかった ・ 例年とは違う箇所の採点を任された 	486	38.5%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述問題の増加，部分点基準作成が難しい ・ 配点の異なる問題が混在 	433	34.3%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点や点検に使用する記入欄がない ・ 余白に記載した点数が見つらい ・ 標準解答に即した解答スペースがない ・ 記述と記号の混在により採点しづらい 	78	6.2%

5 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会からの提言概要

提言	内容等
<p>1 再発防止・改善策 (1)現場主導の自律的な改善行動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会と学校現場、各学校間など、それぞれの組織間の改善を目指した意見交換のフィードバックが有効に働く仕組みの確立 ・ 入学者選抜に関わる<u>全ての組織が共通の認識を持つことが必要</u> ・ 採点誤りを防ぐための学校現場でのマネジメントが有効に機能する体制の確立
<p>(2)採点基準の作成に対する県教育委員会の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会が、出題意図を明示した上で、<u>具体的でより詳細な基準を作成、提示する必要がある</u> ・ 採点基準では対応できない事案への<u>バックアップ体制の確立</u>
<p>(3)採点システムの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>解答用紙と解答用紙の写しとの2系統のペアで採点を実施するシステムの確立</u> ・ <u>出題形式などを踏まえた柔軟な系統の設定を検討し、人手と機械をミックスした効率的な運用(OCR、OMR等、一部自動化のすみやかな導入を含む)を検討</u> ・ 採点翌日に、<u>受検者全員を対象とした検証日の設定</u> ・ 判定会議の前に、<u>ボーダー受検者を対象とした点検日の設定</u>
<p>(4)受検者への採点結果の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格発表後、<u>不合格者全員に解答用紙の写しを交付することが必要</u>
<p>(5)日程の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現行制度における範囲内で対応することとするが、細部については、改善する新たな採点システムを踏まえた見直しを検討</u> ・ <u>土日の勤務については、原則、週休日の振替などで対応</u>
<p>2 関係者の責任の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校等の学力検査や適性検査にかかる責任の所在や役割などを踏まえ、法令や指針に基づき検討すべき ・ 今回の採点誤りは、大きな社会問題となっており、県教育行政に対する受検者をはじめとした県民の信頼を大きく損なったことを踏まえ、厳正に対処する必要がある

6 委員の意見や他県のシステムを踏まえた改善イメージ



7 解答用紙の様式の改善について

現行



委員の意見を踏まえた改善イメージ

- ・見やすくする
- ・得点欄を設ける

社会科問題解答用紙

		得点		
1	1	(1)	(2)	
	2	(1)		
	3	(1)		
	(2)			
	(3)	記号	県庁所在地名	市
	(4)			

【課題】
 大問や小問の点数記入欄がない
 採点者により、○✓の記入場所が異なる

社会科問題解答用紙

				総得点		
		採点 ○✓△	取	小問の計		
1	1	(1)				
		(2)				
	2	(1)				
		(2)				
	3	(1)				
		(2)				
(3)①					大問の計	
(3)②						
(4)						

8 日程の見直し

(1) 県立高等学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	3月																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点			採点	資料	→		判定						
改善イメージ	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点	採点	採点	検証	資料	→		点検	判定		交付			
			休業	休業			休業				休業						

【委員の意見を踏まえた具体例】⇒ 土日に点検、検証を実施し、時間的余裕を作ることも可能

- ・ 日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・ 採 点 日・・・県が示す採点基準確認（部分点詳細は県と調整）
 - （生徒休業日）⇒ 新システムで採点業務を実施（学校裁量1日～2.5日、土日は振休対応）
- ・ 検 証 日・・・採点后、新たに検証日を設定
 - （生徒休業日）⇒ 検証は受検者全員対象（学校裁量0.5日～1.5日、土日は振休対応）
- ・ 点 検 日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
 - ・ 交付：解答用紙写し交付（不合格者のみ）
 - ⇒ ボーダーラインの前後を点検

(2) 県立中学校・中等教育学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	1月																	
日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
予定				問配 題付	適検 査		採点	採点	資料	→							合格 発表	
														判定				
改善				問配 題付	適検 査		採点	採点 検証	検証	資料	→	点検			判定	準備	合格 発表	
									休業						休業			

→ 21日・24日が入学確約書提出

【委員の意見を踏まえた具体例】

- ・ 日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・ 採点日・・・県が示す採点基準確認（部分点詳細は県と調整）
 （生徒休業日）⇒ 新システムで採点業務を実施（学校裁量1日～2日、土日は振休対応）
- ・ 検証日・・・採点后、新たに検証日を設定
 （生徒休業日）⇒ 検証は受検者全員対象（学校裁量0.5日～1.5日、土日は振休対応）
- ・ 点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
 ⇒ ボーダーラインの前後を点検
- ・ 準備・・・解答用紙の写し交付準備（※高校入試と異なり合格者数より不合格者数が多い）

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の概要

開催日程	協議内容等
①4月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採点誤りの概要(件数・内容) ○ 本県の入学者選抜の概要、採点要領 ○ 参考人聴取(県立校長協会長(元緑岡高校長)、古河中等教育学校長)
②4月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採点誤りのあった校長、教員への聞き取り結果 ○ 他県の採点状況(東京都、神奈川県) 【課題改善の方向性(論点)の整理】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程や採点システムの見直し ・ 出題形式や解答用紙のレイアウト見直し ・ 採点基準への作成に対する県教育委員会の関与 ・ 受検者への採点結果の開示の影響 ・ 教員の意識向上
③4月22日(木)	【課題・改善の方向性の具体的なイメージ】
④4月26日(月)	<p>【提言内容】</p> <p>1 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現場主導の自律的な改善行動の促進 (2) 採点基準の作成に対する県教育委員会の関与 (3) 採点システム等の見直し (4) 受検者への採点結果の提供 (5) 日程の見直し <p>2 関係者の責任の在り方</p>

【調査改善委員会委員】(敬称略)

委員長 吉田 勉 (常磐大学教授)

副委員長 坂本 和重(県包括外部監査人)

委員 曾根 徹(株)日立製作所日立事業所長)

委員 寺門 一義(株)常陽銀行取締役会長)

委員 三村 泰洋(相鐵(株)代表取締役社長)

委員 齋藤 直人(高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所長)

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会報告書
～再発防止に向けた提言～

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会

はじめに

令和3年度の県立牛久栄進高等学校の受検者から、入学者選抜学力検査の開示請求を受けて、開示にあたり当該校において解答用紙の再検討を実施した際に、国語の問題で正解の加点漏れがあること、合格すべきところを不合格としていたことが判明しました。

県教育委員会は、即座に令和2年度及び令和3年度に実施した茨城県立高等学校、茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）にかかる学力検査及び適性検査について、一斉点検を実施しました。

その結果、令和3年3月30日までに採点誤りは、学力検査及び適性検査を実施した学校のうち、2か年で合わせて7割を超える学校で見つかり、また、採点誤りにより2か年で4名の受検者が本来合格していたにもかかわらず、不合格とされていたことも明らかになりました。

再点検の結果を受け、採点誤りの要因を究明し、その上で、実効性のある再発防止・改善策等を取りまとめるため、学識経験者等6名からなる「県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会」（以下「本委員会」という。）が設置されました。

本委員会は、令和3年4月8日（木）に第1回を開催して以降、同年4月26日（月）までの間に全4回の会議を開催し、議論を重ねました。その間、客観的な視点で幅広く採点誤りの発生要因等について調査・協議してまいりました。また、事務局による関係校への聞き取りや委員会としての意見聴取を行い、実態を把握するなど、再発防止・改善策を検討する上で必要な情報収集を行ってきました。

本報告書では、これまで行ってきた調査の結果や学校からの聞き取りをもとに、採点誤りの発生状況や内容を分析し、そこから見えてきた要因を明らかにして、具体的な再発防止・改善策等を示しました。

さらに、採点誤り等に関与した関係者の責任の在り方についても議論し、考え方を整理しています。

提言は、再発防止・改善策に向けて、現場主導の自律的な改善行動の促進とともに、2系統のペアでの新たな採点方式の導入や、採点日以外での検証日や点検日の設定による複数回に及ぶ確認作業の実施など、効果的な方策を具体的にかつ幅広く示しています。

本委員会としては、県教育委員会がこの提言を踏まえ、再発防止・改善策を一刻も早く策定し着実に実行することにより、大きく損なわれた県民の信頼を取り戻すことを望むものです。

令和3年4月26日

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会

【目次】

I 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の取組

- 1 県立高等学校等入学者選抜における採点誤りの経緯等
 - (1) 採点誤りの判明・確認の経緯等
 - (2) 一斉点検の結果
 - (3) 追加合格のあった4校の状況
- 2 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の設置
- 3 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の検討経過

II 採点誤りの要因・課題分析

- 1 採点誤りの概要
 - (1) 採点誤りの件数
 - (2) 採点誤りの内容
- 2 採点の現状（令和3年度県立高等学校入学者選抜）
 - (1) 日程
 - (2) 採点日数・時間（採点誤りのあった高等学校）
 - (3) 採点手順
 - (4) 採点環境
- 3 採点誤りのあった学校の校長の聞き取り結果
 - (1) 採点誤りの要因
 - (2) 改善策・要望等
- 4 採点誤りに関与した教員の聞き取り結果
 - (1) 採点誤りの要因
 - (2) 改善策・要望等
- 5 調査結果から考えられる採点誤りの要因・課題分析
 - (1) 集中力の欠如・採点に臨む心構え
 - (2) 体制・組織
 - (3) 問題・出題方法
 - (4) 解答用紙
 - (5) その他

III 採点誤りの再発防止に向けた改善策

- 【改善1】 現場主導の自律的な改善行動の促進
- 【改善2】 採点基準の作成に対する県教育委員会の関与
- 【改善3】 採点システムの見直し
- 【改善4】 受検者への採点結果の開示の方法
- 【改善5】 採点業務の日程の見直し

IV 関係者の責任の在り方

V その他

別冊【参考資料】 設置要項、委員名簿、調査結果、議事要旨及び会議資料 等

I 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の取組

1 県立高等学校等入学者選抜における採点誤りの経緯等

(1) 採点誤りの判明・確認の経緯等

月 日	内 容																													
3月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 牛久栄進高校の受検者から、令和3年度の学力検査における解答用紙の開示請求があった。 開示にあたり、当該校が解答用紙を再点検したところ、国語の問題で正解を加点していなかったことが判明した。 																													
3月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 牛久栄進高校の当該受検者1名について、合格とすべきところを不合格としていたことが判明した。 県教育委員会は、令和3年度の学力検査を実施した全県立高校に、全受検者の解答用紙に関して、採点誤りがないか再度確認するよう指示し、各学校は19日(金)までに一斉点検を実施した。 																													
3月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、令和3年度の適性検査を実施した全県立中学校・中等教育学校に対しても、適性検査に採点誤りがないか再度確認するよう指示し、各学校は3月23日(火)までに一斉点検を実施した。 																													
3月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、令和2年度の学力検査・適性検査を実施した全県立高校、中学校・中等教育学校に採点誤りがないか再度確認するよう指示し、各学校は25日(木)までに一斉点検を実施した。 																													
3月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の学力検査実施93校のうち、53校408件の採点に誤りがあり、そのうち3校(牛久栄進1名、境1名、取手第一1名)で、合格とすべきところを不合格としていた。[境：国語の問題で得点記入ミス、取手第一：国語の問題で正答を誤答] 																													
3月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度・2年度の学力検査・適性検査の一斉点検結果を公表(概要) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">学力検査(高校)</th> <th colspan="2">適性検査(中学・中等)</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>93校</td> <td>93校</td> <td>11校</td> <td>8校</td> </tr> <tr> <td>採点誤りのあった学校数・件数</td> <td>53校496件</td> <td>58校457件</td> <td>7校21件</td> <td>5校14件</td> </tr> <tr> <td>合否への影響</td> <td>3件</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>答案の誤廃棄</td> <td>—</td> <td>11校</td> <td>—</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※令和3年度学力検査：3月22日時点から7校において88件増 令和2年度適性検査において、並木中等教育学校で、合格とすべきところを不合格としていた。[適性検査I]で、8点を0点と見間違えた。 		学力検査(高校)		適性検査(中学・中等)		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度		93校	93校	11校	8校	採点誤りのあった学校数・件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件	合否への影響	3件	なし	なし	1件	答案の誤廃棄	—	11校	—	なし
	学力検査(高校)		適性検査(中学・中等)																											
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度																										
	93校	93校	11校	8校																										
採点誤りのあった学校数・件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件																										
合否への影響	3件	なし	なし	1件																										
答案の誤廃棄	—	11校	—	なし																										

(2) 一斉点検の結果

ア 県立高等学校の学力検査

①令和3年度

原因カテゴリ	件数	内容
得点誤記入	97	配点や部分点を誤って記入・処理した
計算漏れ	76	集計時の合算漏れ
正誤	251	正解を不正解、不正解を正解とした
その他	72	上記以外（正誤を未記入、合計の計算ミス等）
合計	496	

※合格とすべきところを不合格としていたのは、3校3名であった。

(牛久栄進、取手第一、境)

②令和2年度

原因カテゴリ	件数	内容
得点誤記入	137	配点や部分点を誤って記入・処理した
計算漏れ	82	集計時の合算漏れ
正誤	206	正解を不正解、不正解を正解とした
その他	32	上記以外（正誤を未記入、合計の計算ミス等）
合計	457	

※合否に影響があった学校はない。

③令和2年度の答案を廃棄した学校（11校）

学校名	廃棄日
日立工業	令和3年3月4日 採点日
鹿島灘	令和3年3月2日 学力検査前日
石岡商業	令和3年3月4日 採点日
取手第一	令和3年3月12日 合格発表後
藤代紫水	令和3年3月2日 学力検査前日
竹園	令和3年3月12日 合格発表後
水海道第一	令和3年3月16日 学検委員会最終日
古河第二	令和3年3月2日 学力検査前日
総和工業	令和3年3月12日 合格発表後
三和	令和3年3月11日 判定会議後
伊奈	令和3年3月2日 学力検査前日

イ 県立中学校・中等教育学校の適性検査

①令和3年度

原因カテゴリ	件数	内容
得点誤記入	5	配点や部分点を誤って記入・処理した
計算漏れ	12	集計時の合算漏れ
正誤	3	正解を不正解、不正解を正解とした
その他	1	上記以外（正誤を未記入、合計の計算ミス等）
合計	21	

※合否に影響があった学校はない。

②令和2年度

原因カテゴリ	件数	内容
得点誤記入	2	配点や部分点を誤って記入・処理した
計算漏れ	2	集計時の合算漏れ
正誤	10	正解を不正解、不正解を正解とした
その他	0	上記以外（正誤を未記入、合計の計算ミス等）
合計	14	

※合格とすべきところを不合格としていたのは、1校1名（並木中等教育学校）であった。

(3) 追加合格のあった4校の状況

ア 牛久栄進高校（令和3年度学力検査）

- ・国語の採点誤りで、正答（5点分）を誤答としていたため、訂正後、5点を加点したことにより、5教科の総合得点が合格ラインに達した。
- ・定員320名のところ、合格者320名を321名とした。

イ 取手第一高校（令和3年度学力検査）

- ・国語の採点誤りで、正答（4点分）を誤答としていたため、訂正後、4点を加点したことにより、5教科の総合得点が合格ラインに達した。
- ・定員240名のところ、合格者240名を241名とした。

ウ 境高校（令和3年度学力検査）

- ・国語の採点誤りで、2つの問題の配点（3点分）を各2点で計算していたため、訂正後、2点を加点したことにより、順位の変動が生じ、新たに1名を追加合格とした。
- ・定員240名のところ、合格者240名を241名とした。

エ 並木中等教育学校（令和2年度適性検査）

- ・適性検査Ⅰにおいて部分点として記載されていた8点を0点と見間違えて加点されていなかった。理由は、数字の「8」の上の○が大きく下の○が小さかったため。8点を加点したことにより、合格ラインに達した。
- ・定員160名のところ、合格者160名を161名とした。

2 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の設置

令和3年度・2年度の学力検査・適性検査に対する一斉点検の結果、多くの採点誤り等があったことが明らかとなった。

県教育委員会は、このことを入学者選抜の根幹を揺るがす重大な事態であると受け止め、一刻も早く採点誤りの要因を調査・究明し、具体的な再発防止・改善策などについて検討を行う必要があると判断し、解決に向けた提言（案）を求めるため、学識経験者等6名から成る県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会（以下「本委員会」という。）の設置を令和3年3月末に決定した。

3 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の検討経過

本委員会は、次の表のとおり計4回の会議を開催し、採点誤りを把握し、その要因を調査し、改善の方向性をとりまとめた。

回	開催日時	報告・協議内容等
第1回	令和3年 4月8日（木） 16:00～18:00	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立高等学校の入学者選抜について 2 令和3年度県立高等学校入学者選抜日程表 3 県立中学校・中等教育学校の入学者選抜について 4 令和3年度県立中学校・中等教育学校の入学者選抜日程表 5 令和2年度・3年度入学者選抜の実施状況について 6 採点要領（例） 7 採点誤りの概要 8 令和3年度高等学校入学者選抜 採点誤りの概要 9 令和3年度中学・中等教育学校適性検査 採点誤りの概要 10 他都県における入試採点誤りについて 11 参考人聴取 12 課題整理
第2回	令和3年 4月15日（木） 16:00～18:30	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回会議の概要 2 採点誤りの概要 3 採点の現状 4 採点誤りのあった学校の校長の聞き取り結果 5 採点誤りに関与した教員の聞き取り結果 6 他県の状況（東京都、神奈川県） 7 課題・改善の方向性
第3回	令和3年 4月22日（木） 16:00～19:15	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回会議の概要 2 教員の意識の向上 3 採点基準の作成に係る県教育委員会の関与 4 採点システムの見直し 5 出題形式や解答用紙レイアウトの見直し 6 受検者への採点結果の提供 7 日程の見直し 8 関係者の責任の在り方
第4回	令和3年 4月26日（月） 16:00～	◎ 最終とりまとめ

II 採点誤りの要因・課題分析

1 採点誤りの概要

(1) 採点誤りの件数

県立高等学校学力検査の採点誤りの件数について、令和3年度は53校496件であり、合否への影響があった件数は3件であった。また、令和2年度は58校457件であり、合否への影響があった学校はなかったが、答案の誤廃棄が11校あった。

県立中学校・中等教育学校の適性検査の採点誤りの件数は、令和3年度は7校21件であり、合否への影響はなかった。また、令和2年度は5校14件であり、合否への影響があった学校が1校あり、答案の誤廃棄はなかった。

(2) 採点誤りの内容

採点誤りの内容については次のように整理した。

正誤・・・・・・・・長文記述の部分点、短文記述、記号（正→誤、誤→正）

得点誤記入・・・・得点の計算が異なっている。

計算漏れ・・・・計算されていない箇所がある。

【令和3年度県立高等学校における教科別採点誤りの概要】

教科	採点誤りの件数	※正誤	得点誤記入	計算漏れ	その他
社会	141	93 (66%)	20 (14%)	17 (12%)	11 (8%)
国語	127	42 (33%)	42 (33%)	33 (26%)	10 (8%)
理科	80	56 (70%)	10 (13%)	9 (11%)	5 (6%)
英語	98	34 (35%)	10 (10%)	9 (9%)	45 (46%)
数学	50	26 (52%)	15 (30%)	8 (16%)	1 (2%)
合計	496	251	97	76	72

※「正」→「誤」：63/251件、「誤」→「正」：123/251件、
「他（部分点の計算誤り 例：3点を2点とした。など）」→65/251件

2 採点の現状（令和3年度県立高等学校入学者選抜）

(1) 採点に係る入学者選抜日程の現状

学力検査の翌日から、学校ごとに1日、1.5日、2日の採点日を設け実施している。約1週間後に合格者判定会議を実施し、翌日に合格発表となっている。

【3月3日（水）学力検査、4日（木）特色選抜、12日（金）合格発表】

(2) 採点日数・時間（採点誤りのあった高等学校）

学校ごとに採点日数と時間が異なり、1日以上採点日を設ける場合、事前に生徒の休業日を高校教育課に申請している。特色選抜実施校は、おおむね1.5日での採点日数となっている。なお、教科別の最短・最長の日数・時間は以下のとおりである。

教科	最短（学校・受検者数）	最長（学校・受検者数）	特色選抜
英語	1日2.5（大子清流・43人）	1.5日18.0（水戸工業・373人）	実施
国語	1日3.0（三和・75人）	1.5日23.5（水戸商業・358人）	実施
数学	1日2.0（茨城東・62人）	1.5日18.2（水戸工業・373人）	実施
社会	1日3.0（竜ヶ崎南・78人）	2日22.3（土浦第二・380人）	なし
理科	1日2.0（茨城東・62人）	1.5日20.3（水戸工業・373人）	実施

(3) 採点手順

採点日においては、まず、採点開始時に校長から教職員に対し、採点にあたっての注意事項の説明があり、次に各教科グループで採点方針の確認を行ってから開始となる。採点方針の確認については、概ね次の流れで実施している。

ア スケジュールの説明

イ 県教育委員会の採点要領を説明

採点方法と点検方法の説明：採点者（赤色）、第一点検者（青色）・第二点検者（赤色）で記入

ウ 開示対応への留意事項を説明

内容：採点基準づくり（部分点の基準が外部に説明できるように作成）

エ 採点基準及び係分担を教科グループごとに説明

内容：採点箇所の分担、○✓の記入場所、小問の得点記入場所など

(4) 採点環境

採点を行う教員数は、学校規模によって異なる。作業する部屋は、基本的に1部屋または2部屋で、作業机は教科ごとに分かれ、周囲の話し声が聞こえる状況で採点を行っている。

3 採点誤りのあった学校の校長の聞き取り結果

令和3年3月30日（火）に採点誤りのあった53校の校長から聞き取った。

主な要因として、「集中力の欠如、採点に臨む心構え」に関する内容が、全体の86.8%であった。

改善策・要望については、「採点日数・時間」が64.2%、「解答用紙」が39.6%、「採点方法」が35.8%であった。

(1) 採点誤りの要因（令和3年度高等学校学力検査）

（複数解答可）

種類	内容	件数	割合 件数/53校
集中力の欠如 採点に臨む心構え (ガバナンス)	・管理監督責任者として深く反省 ・この手順ならミスは起こらないという過信 ・タイトなスケジュールによる教員の疲労蓄積 ・「教員は間違えない」という気の緩み	46	86.8%
体制・組織	・採点基準の共有不足 ・「教科の専門教員はミスしない」との思い込み ・教科内のコミュニケーション不足 ・他教科との比較による心理的な焦り ・教職員の自覚を呼び起こせなかった監督責任	18	34.0%
問題・出題方法	・記述問題の増加、部分点基準作成が難しい。 ・長文記述の問題が多い。	15	28.3%
解答用紙	・大問ごとに得点合計欄がない。 ・記号と短文記述の解答欄が見つらい	6	11.3%

(2) 改善策・要望等（令和3年度高等学校学力検査）

（複数解答可）

種類	内容	件数	割合 件数/53校
採点日程・時間	<ul style="list-style-type: none"> 採点と最終点検を別日に行う。 期間において再点検できる機会が必要 	34	64.2%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 解答用紙に得点を記入する小計欄等を設定 解答欄のレイアウトを工夫 	21	39.6%
採点方法	<ul style="list-style-type: none"> 教科ごとに会場を分けて採点 採点基準確認など採点作業手順の見直しが必要 管理職が作業手順を随時点検 	19	35.8%
ガバナンス等	<ul style="list-style-type: none"> 「ミスは起こるもの」として業務を見直し 採点ミスの再発防止のための研修を実施 新任者に対して事前に採点トレーニング実施 	14	26.4%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述問題を減らす。 採点基準づくりの徹底 出題のねらいの明確化 (採点基準・想定される複数回答例) 	14	26.4%
マークシート 導入	<ul style="list-style-type: none"> マークシート方式の検討 	10	18.9%

4 採点誤りに関与した教員への聞き取り結果

令和3年4月5日（月）、8日（木）に採点誤りのあった学校の教員(1,262人)から聞き取りを行った。主な要因として、校長と同様に、「集中力の欠如、採点に臨む心構え」に関する内容が全体の76.6%であった。

改善策・要望については、「採点日数・時間」が49.2%、「問題・出題方法」が45.2%、「解答用紙」が34.9%であった。

(1) 採点誤りの要因（令和3年度高等学校学力検査）

（複数解答可）

種類	内容	件数	割合 件数/1,262人
集中力の欠如 採点に臨む心構え	<ul style="list-style-type: none"> 採点が長時間に及んだことによる疲労 心理的な焦りや休憩の不足 採点環境（物理的なもの、雑音） 不注意 	967	76.6%
体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> 採点途中で部分点にブレが生じた。 役割分担の徹底が図れなかった。 「教科の専門教員はミスしない」と思い込み 例年よりも採点を担当する教員が少なかった。 例年とは違う箇所の採点を任された。 	486	38.5%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述問題の増加、部分点基準作成が難しい 配点の異なる問題が混在 	433	34.3%

解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・採点や点検に使用する記入欄がない。 ・余白に記載した点数が見づらい。 ・標準解答に即した解答スペースがない。 ・記述と記号の混在により採点しづらい。 	78	6.2%
------	--	----	------

(2) 改善策・要望等（令和3年度高等学校入学者選抜）

（複数解答可）

種類	内容	件数	割合 件数/1,262人
採点日程・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・日数・時間を増やす。 ・判定会議後に点検日を設ける。 ・休憩時間を適切に設ける。 	621	49.2%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> ・出題のねらいの明確化 (採点基準・想定される複数回答例) ・記述問題を減らす。 	571	45.2%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・得点記入や点検使用の欄を追加 ・採点・得点計算がしやすいレイアウト ・配点をわかりやすくする。 	440	34.9%
マークシート 導入	<ul style="list-style-type: none"> ・全てまたは一部をマークシート 	248	19.7%
採点方法	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な採点方法や手順の明示等 ・採点手順を示した県の採点要領見直し ・採点システム導入や外部人材活用 	152	12.0%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・検査日の前倒し 	16	1.3%

5 調査結果から考えられる採点誤りの要因・課題分析

再点検の結果や関係者への聞き取りの結果から、採点誤りの要因について、本委員会として前記3及び4の聞き取り結果から聞き取りの種類ごとに分析を行った。

(1) 集中力の欠如・採点に臨む心構え

校長への 聞き取り結果	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理監督責任者として深く反省 ・この手順ならミスは起こらないという過信 ・タイトなスケジュールによる教員の疲労蓄積 ・「教員は間違えない」という気の緩み <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ミスは起こるもの」として業務を見直し ・採点ミスの再発防止のための研修を実施 ・新任者に対して事前に採点トレーニング実施
教員への 聞き取り結果	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点が長時間に及んだことによる疲労 ・心理的な焦りや休憩の不足 ・採点環境（物理的なもの、雑音） ・不注意

<p>委員会としての 分析・課題等</p>	<p>【ヒューマンエラーに起因する採点誤り】</p> <p>1 先入観・思い込みによる勘違い</p> <p>ア 学力検査は、毎年適正に実施されており、採点誤りは発生しない。</p> <p>イ 県教育委員会の学力検査採点要領（例）に従って、適切に実施されている。</p> <p>ウ タイムなスケジュールであるが、例年と同じスケジュールである。</p> <p>エ 専門教員（当該教科の教員）が間違えることはない。</p> <p>オ 答案用紙の保存・廃棄は適切に実施されている。</p> <p>2 見落とし</p> <p>ア 県教育委員会作成のマニュアルの作業工程の省略</p> <p>イ 採点基準の校内統一内容の見落とし</p> <p>3 判断ミス</p> <p>ア 部分点の採否の判断の誤り</p> <p>イ 小問への配点の認識の誤り</p> <p>ウ 記載された点数の誤り</p> <p>エ 大問の合計点の計算ミスの未検出</p> <p>4 認知力、注意力の低下</p> <p>ア 採点時間が長時間に及んだ。</p> <p>イ 他教科の進捗状況から心理的焦りを感じた。</p> <p>ウ 休憩時間が取れなかった。</p> <p>エ 原則、同じ場所で採点を行っていることから、雑音が気になった。</p> <p>【ヒューマンエラー以外】</p> <p>1 研修会の実施効果の検証の必要性</p> <p>ア 県教育委員会として、各学校の教員に対する研修会を実施すれば、効果は十分だと考えている。</p> <p>イ 研修会の内容が、採点に従事する全教員に共有され、同じ水準で認識されているかについては、県教育委員会及び監督責任者ともに未検証となっている。</p> <p>ウ 採点経験年数に応じた、研修、採点トレーニングが実施されていない。</p> <p>2 採点要領の不備</p> <p>ア 県教育委員会としての採点に係るマニュアルは、A4判の用紙1枚である。</p> <p>イ 初心者からベテランまでの採点従事者に役立つものとなっていない。</p> <p>ウ 記載不足の部分、記載がない部分については、各学校あるいは教員の解釈に委ねられ、複数の判断を可能としてしまっている。</p>
---------------------------	--

(2) 体制・組織

<p>校長への 聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点基準の共有不足 ・「教科の専門教員はミスしない」との思い込み ・教科内のコミュニケーション不足 ・他教科との比較による心理的な焦り ・教職員の自覚を呼び起こせなかった監督責任 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点と最終点検を別日に行う。 ・期間をおいて再点検できる機会が必要
------------------------	--

<p>教員への聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点途中で部分点にブレが生じた。 ・役割分担の徹底が図れなかった。 ・「教科の専門教員はミスしない」と思い込み ・例年よりも採点を担当する教員が少なかった。 ・例年とは違う箇所の採点を任された。 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日数・時間を増やす。 ・判定会議後に点検日を設ける。 ・休憩時間を適切に設ける。 ・検査日の前倒し
<p>委員会としての分析・課題等</p>	<p>1 県教育委員会としての採点基準の不統一による弊害</p> <p>ア 県教育委員会から提供されるものは、出題のねらい、標準解答であり、採点上の細かな留意点等が示されていない。</p> <p>イ 部分点については、各学校が統一基準を作成している。</p> <p>ウ 一定量の採点を実施してから部分点の採点基準を統一し、改めて採点を実施することから、採点に長時間を要することになる。</p> <p>エ 採点途中で部分点の基準にブレが生じた。</p> <p>2 採点する教員の構成による要因</p> <p>ア 農業、工業、商業等の専門科目がある学校においては、受検教科の対する専門教員が不足する傾向にある。</p> <p>イ 受検科目以外の教員を含む混合チームでの採点となることから、教科内のコミュニケーションが不足傾向になりやすい。</p> <p>ウ 役割分担の不徹底</p> <p>エ 採点担当職員の不足</p> <p>オ 例年とは違う箇所の採点を任されることによる経験不足に起因するミスの発生</p> <p>3 監督責任者と採点教員の認識の齟齬</p> <p>ア 教職員の自覚が重要であり、その自覚を呼び起こせていない。</p> <p>イ 採点誤りが発生しない体制の整備をしていなかった。</p> <p>4 採点の見直しを可能とする日程の確保</p> <p>ア 採点と最終点検を別日に行う日程となっていない。</p> <p>イ 時間（期間）において再点検できる機会が設定されていない。</p> <p>ウ 日数・時間がタイトである。</p> <p>エ 判定会議後に点検日が設定されていない。</p> <p>5 コミュニケーションの不足</p> <p>ア 県教育委員会は、入試事務終了後に各校長から所見として要望の提出を受けているが、提出件数は低水準となっている。</p> <p>イ 県教育委員会と校長、校長と教員、教員と県教育委員会との間でのコミュニケーションが十分に図られておらず、問題点の把握が不十分である。</p>

(3) 問題・出題方法

<p>校長への 聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述問題の増加、部分点基準作成が難しい。 ・長文記述の問題が多い。 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述問題を減らす。 ・県による統一した採点基準の作成 ・出題のねらいの明確化（採点基準・想定される複数回答例） ・マークシート方式の検討
<p>教員への 聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述問題の増加、部分点基準作成が難しい。 ・配点の異なる問題が混在 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題のねらいの明確化（採点基準・想定される複数回答例） ・記述問題を減らす。 ・全てまたは一部をマークシート
<p>委員会としての 分析・課題等</p>	<p>1 出題方法への当委員会の関与の考え方</p> <p>ア 現行の記述式問題、記号式問題の併用方式による出題方法は、適正な根拠あるものとする。</p> <p>イ 採点誤り防止の観点からは、全問短答式への移行も一つの方法であるが、本委員会では、採点業務に当たる学校・県教育委員会側の改善策を優先に検討する（受検者への影響のある対策は極力避ける）ことから、主として取り上げない。</p> <p>ウ 採点誤り防止の観点からは、長文の記述式問題を少なくすることも一つの方法であるが、イの観点から、本委員会では、主として取り上げない。</p> <p>2 記述式問題の採点基準に対する県教育委員会の積極的関与</p> <p>ア 長文記述による部分点について、受検者の解答状況に差が生じるため学校裁量の採点基準作成の難しさが考えられる。</p> <p>イ 配点の異なる問題の混在についても、県教育委員会としての見直しが必要である。</p> <p>3 マークシート方式導入に対する本委員会の考え方</p> <p>ア 東京都、神奈川県において、採点ミス防止策の一つとして、マークシート方式の導入が実施された。</p> <p>イ 山形県においては、マークシート方式を導入しない方法による採点ミス防止策を構築している。</p> <p>ウ 本委員会としては、すでに令和4年度の入試日程も公表されており、受検者の不要な不安を招くことのないように配慮すべきと考える。</p> <p>エ マークシート方式の導入については、採点方式の多様化等の状況、一部自動化などについて、時間をかけて調査することが必要であり、県教育委員会における検討課題とする。</p> <p>オ ただし、今後も採点ミスが発生するなど、本委員会の提言を受けての改善策に実効性がない場合は、躊躇することなくその採用の可否を検討するものとする。</p>

(4) 解答用紙

<p>校長への 聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大問ごとに得点合計欄がない。 ・記号と短文記述の解答欄が見づらい。 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解答用紙に得点を記入する小計欄等を設定 ・解答欄のレイアウトを工夫
<p>教員への 聞き取り結果</p>	<p>(採点誤りの要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点や点検に使用する記入欄がない。 ・余白に記載した点数が見づらい。 ・標準解答に即した解答スペースがない。 ・記述と記号の混在により採点しづらい。 <p>(改善策・要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得点記入や点検使用の欄を追加 ・採点・得点計算がしやすいレイアウト ・配点をわかりやすくする。 ・標準的な採点方法や手順の明示等 ・採点手順を示した県の採点要領見直し ・採点システム導入や外部人材活用
<p>委員会としての 分析・課題等</p>	<p>1 解答用紙のレイアウト見直しの必要性</p> <p>ア 採点や点検に使用する記入欄がない。</p> <p>イ 余白に記載した点数が見づらい。</p> <p>ウ 標準解答に即した解答スペースがない。</p> <p>エ 記述と記号の混在により採点しづらい。</p> <p>オ 記号と短文記述の解答欄が見づらい。</p> <p>2 採点従事者の範囲</p> <p>ア 教員のみが採点に従事している。</p> <p>イ 記号式問題ならば教員免許がない職員でも採点は可能ではないか。</p> <p>ウ 定年退職した教員であれば、実務経験もあり、また、入試の重要性秘匿性なども熟知しており、一定の条件を満たせば活用も可能ではないか。</p>

(5) その他

<p>委員会としての 分析・課題等</p>	<p>1 受検者に対する情報開示</p> <p>ア 今回の採点ミスは、一受検者の情報開示請求に起因して、調査した結果発見されたものである。</p> <p>イ 入試の採点結果に対する県民の信頼性を大きく毀損するものであり、採点結果への県民の信頼を取り戻すことが重要である。</p> <p>ウ 何らかの方法により、不合格者、合格者への積極的な情報提供を実施すべきである。</p> <p>エ 不合格者の中から合格となった者が4名おり、不合格者に対する情報提供は適切な時期になされることが必要である。</p> <p>2 高等学校及び中学校・中等教育学校の受検者別の対応の必要性</p> <p>ア 県立高校の競争倍率は、学校によって差がある。不合格者数の多さは、特定の学校に限定されているのが現状である。</p> <p>イ 県立中学校・中等教育学校の競争倍率は高く、また、不合格者数も多い状況となっている。</p>
---------------------------	--

	<p>ウ 県立中学校・中等教育学校の入試問題は、適性検査として実施されていることから、情報開示に際しては、不要な疑念を抱かせるものであってはならないことから、慎重な検討を実施してから情報開示を行うことが必要である。</p> <p>3 関係者の責任のあり方</p> <p>ア 関係者の責任のあり方については、法令・指針等に基づいて、厳正に実施されなければならない。</p> <p>イ それら法令・指針等に基づいて、教育委員会、監督責任者、採点誤りをした者への処分を粛々を行うことが求められる。</p> <p>ウ 企業の観点からは、誤りを犯した者の責任が一番重いと考えるのが一般的であるが、県教育委員会としての組織体系に基づいた責任の所在に応じて対処すべきものとする。</p> <p>エ 退職者に対する責任については、県の慣行等に応じて対応する問題とする。</p>
--	---

Ⅲ 採点誤りの再発防止に向けた改善策

本委員会においては、これまで行ってきた学校からの聞き取りを含めた調査の結果から、採点誤りの内容や発生状況を分析し、そこから見えてきた採点誤りと考えられる要因を示し、その要因を踏まえ論点整理を行い、改善策として次のとおり方向性を示した。

改善策の方向性としては、採点業務に現実当たる教員側の認識などの問題に関する部分と、採点業務を巡る制度的・環境的な問題に関する部分に分けられる。それらは相互に影響し合う性格を持つものであるが、改善策を整理するうえで、前者に焦点を当てた改善策として【改善策1】、後者に関係する改善策として【改善策2】から【改善策5】までとしてとりまとめたものである。

【改善策1】現場主導の自律的な改善行動の促進

- 県教育委員会と学校現場、各学校間など、それぞれの組織間の改善を目指した意見交換のフィードバックが有効に働く仕組みを確立し、入学者選抜に関わる全ての組織が共通認識を持って行動していく必要がある。
- 教員が直接に声を出し、意見交換する場を設け、その意見を県教育委員会が吸い上げ、幅広く共有する仕組みが必要である。
- 学校現場の状況を十分に反映した採点マニュアルを作成したうえで、研修や意見交換などを通して周知徹底を図っていく必要がある。
- 採点誤りを防ぐための学校現場でのマネジメントが有効に機能していく体制を確立していく必要がある。

【改善策提案に至る委員会議論の視点・考え方】

本委員会会議においては、当初「教員の意識向上」といった形で論点としてあげ議論を進めていたが、そもそも教員の意識が脆弱というわけではなく、その改善行動を促進させる仕組みが必要という観点からこの点を議論すべきとの意見が出され、その趣旨に沿って、改善策が打ち出された。

これまで、主として、校長が当該校教員の意見等を把握、又はとりまとめて、県教育委員会へ届け、それを県教育委員会が受け取り、改善の検討をするというやや一方的な仕組みであったが、これでは実際に採点作業に携わる現場の教員の声が直接届かないという問題があるという意見が大宗を占めた。また、採点作業に関しての組織的な改善行動が十分に機能していたとは言いがたい状況もあることが意見として出された。

そのようなことから、実際に採点業務に当たり、間近でその問題や改善の意識をもった教員一人ひとりが極めて重要な自分事と捉えたうえで、改善行動に移れるような仕組みを確立していくことが何よりも重要であるとの認識に至り、改善策を打ち出すことになった。

【改善策を踏まえた具体的な改善イメージ】

- ① 学校現場の意見を踏まえた採点マニュアルの作成と研修
- ② 管理職、新任職員に加え、教員を念頭においた研修の重点実施
- ③ 学校間の同種の業務を担当する教員間のミス防止に向けた意見交換会の設定
- ④ 教員が改善意見を直接県教育委員会に提出することができる「(仮称)改善目安箱」の設置と提言を反映させるフィードバックサイクルの構築に向けた検討

【改善策2】採点基準の作成に対する県教育委員会の関与

- 採点基準については、県教育委員会が、出題意図を明示した上で、部分点の付与の仕方を含む具体的でより詳細な基準を作成し、提示する必要がある。
- 県教育委員会が作成した採点基準では対応できない事案が発生した際のバックアップ体制を確立しておく必要がある。

【改善策提案に至る委員会議論の視点・考え方】

これまで県教育委員会において行う作問とその配点の提示を受けて、それぞれの教科担当者が部分点をはじめとした採点基準を採点作業開始前の数時間で作成して、これを基に採点作業を行うという仕組みであった。

このような方式をとっていた背景としては、当該校受検者のなかで平等に採点が処理されることが第一義であり、また、当該校に入学する生徒の選抜であるから詳細な採点の仕方は各学校の裁量の問題であると考えられていたことによるものと思

われる。したがって、県教育委員会が学校間の採点基準を調整したり、具体的に採点基準を示したりすることが控えられていたものと考えられる。

しかしながら、各学校が採点作業に臨む前の短時間に採点基準を作成することで、関係教員間の共有の度合いが不十分であったり、それがゆえに、本来の採点業務に全力を投入できにくかったりするおそれがあることを本委員会としても懸念した。また、出題意図を各学校が探りながら採点基準を作成するという点からも十分なものとは言えないという意見も垣間見られた。




そこで、採点基準の作成については、出題意図を十分に踏まえることのできる立場の県教育委員会が部分点の付与の考え方、正答と見なせる解答の在り方などを含めた可能な限り具体的で詳細な採点基準を作成して、学校の採点作業前に各学校に示すという抜本的な改善を提案するに至った。

この効果としては、卑近な例としては、ある高校では記述式問題での正確な漢字の使用を採点基準とする一方で、他の高校では漢字を使わないでも正解とする基準を用いているケースもあり、教員が人事異動によりそれらの高校間で異動した場合は、先入観により採点誤りにつながってしまうおそれがあるとの意見も出され、これらの是正にも役立つものと思われる。

改善策として作問を担う県教育委員会において出題意図を示したうえで採点基準を明示することが「現場の時間的余裕を確保」、「採点基準のブレ・馴れ」による誤りの誘発を防止することにつながるものと考えたところである。

さらに、各学校での採点作業中に記述式の問題で部分点の付与等で疑問が生じた場合には、当該校での教科担当教員で検討するとともに、同時に県教育委員会に相談して円滑に作業が行えるように、県教育委員会側での支援策を講じていく必要がある。

[改善策を踏まえた具体的な改善イメージ]

県教育委員会		各学校
○作問 ○標準解答の提示 ★採点基準（部分点等）の提示 →これまでは学校作成	採点作業前 	○標準解答の理解 ★採点基準（部分点等）確認・共有
★学校をバックアップ・支援	採点作業中  	★想定外の解答事例の発生

○現状の対応 ★現状から拡充する対応

【改善策3】採点システム等の見直し

- 解答用紙と解答用紙の写しとの2系統のペアで採点を実施した採点システムを確立する必要がある。その際には出題形式などを踏まえた柔軟な系統の設定を検討する必要があり、人手と機械をミックスした効率的な運用（OCR、OMR等、一部自動化のすみやかな導入を含む。）を検討する必要がある。
- 採点翌日に受検者全員対象の検証日を設定する必要がある。
- 判定会議の前にボーダー受検者に対しての点検日を設定する必要がある。
- 上記の検証・点検を新たに設定し、3重の採点システムを構築するものとする。
- 学校現場の時間管理・労力管理の検証（待ち時間のシミュレーション含む）した上での実施する必要がある。
- 採点における人材確保については、現行の教員のみ体制を見直し、非常勤講師、事務職員等を含めた体制を検討する必要がある。その際には、学校内だけでなく外部（教員OB等）の人材活用を図るなど柔軟な対応を検討することが必要である。
- 採点における選択式問題と記述式問題の分離、受検者・採点者によって見やすい解答用紙の工夫、チェック欄の創設など、採点プロセスと解答用紙の両面で誤りを誘発しない工夫を講じていくことが必要である。

【改善策提案に至る委員会議論の視点・考え方】

これまでの採点業務は、採点者（1人）⇒点検者1（1人）⇒点検者2（2人）を基本とした1系統の採点・点検システムにより実施してきたが、単純なミスが3人の目を素通りしてしまう事態が発生したことを重視して改善の方向性を議論した。

これを防止するうえで最も有効なものは、採点・点検ラインの系統を複数にして相互に照合するステップを設けることである。先行自治体では3系統を採用する例もあるが、人員確保の問題点もあり、また、これまでの1系統と比較して抜本的な見直しとなる2系統での照合手続きを設けることにより相当程度改善が見込まれるものと思われる。

さらに、これまでは1系統による1回の「採点」・「点検」のみによっていたが、これを別日に全受検者に対して「検証」する作業を、さらには、合否ボーダーラインの受検者については判定会議の前に「点検」する作業を新たに、システムに組み込む、いわば、3重の採点システムを取り入れることが有効であると判断するに至った。現行の採点日程を増加させることになるが、学校現場の状況を十分に踏まえつつ、まずは、現行の選抜日程の範囲内での対応を検討すべきと考える。

これらの業務全体について、例えば、長時間の採点と連続業務による人的ミスを防ぐために、一日の採点時間と休憩時間の目安を設けるべきなどの意見が出されるなど、業務時間と待ち時間の適切な設定がミス誘発を防止するのではないかの考え方が、第1回会議での校長ヒアリングを踏まえて、委員から多数出されているがこのことにも留意して実際の業務に当たっていただきたいと考える。

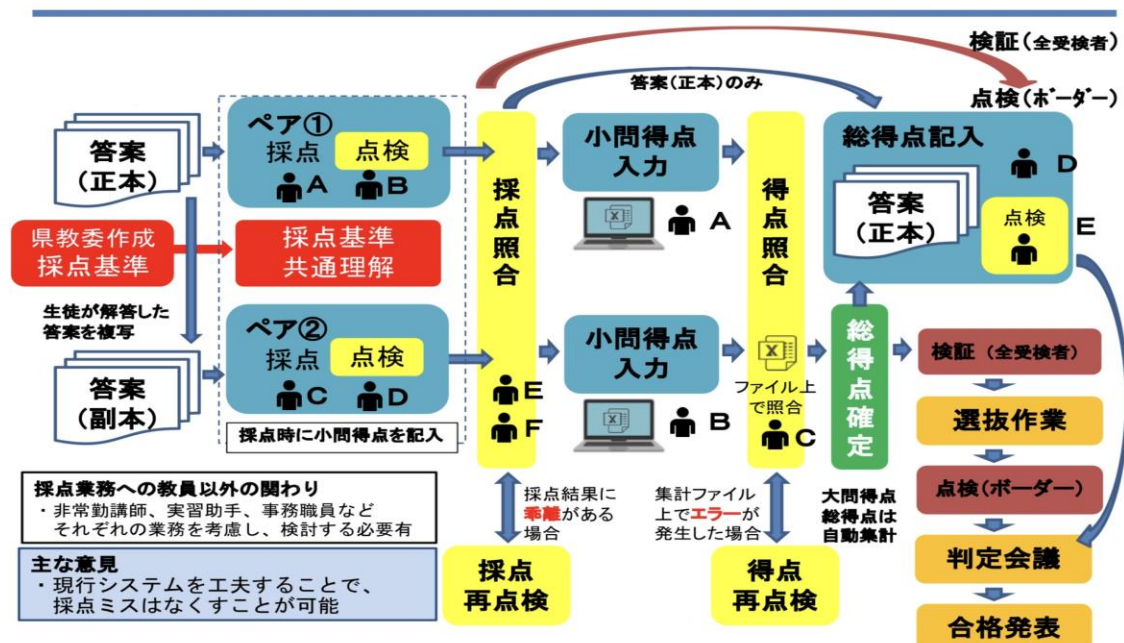
また、例えば、記述式の問題の採点については教科専門教員（当該教科免許状所有者）が重点的に当たり、記号選択式の問題の採点については他教科の教員や場合によっては非常勤講師等が当たるなどの出題形式等を踏まえた柔軟な系統の設定を工夫することも必要であろう。委員会の議論では、事務職員、教員OBを活用する提案も出されているが、この妥当性も合わせて検討していくべきと考える。さらに、全体を通じて、すべてを人手で対応するのではなく、集計作業等については情報機器を活用するなど効率的な運用を図っていくことも必要である。

採点システムには、その前提として、出題形式が密接に関係する。今回、本委員会では、マークシート併用形式を一定程度評価する意見も出されたが、採点誤りという学校・県教育委員会側の責任が問われる事案の改善にあたって受検者の新たな負担につながるものが想定される出題方式の変更で対応することには慎重であるべきこと、まずは、採点サイドの制度的な仕組み・環境面を整備することを優先して対処すべきとの考えから、マークシート併用形式の出題形式の導入は見送ることとしたものである。もちろん、今後の課題として、採点に当たる学校現場のみならず、受検者を送り出す側の中学校等の教育指導の考え方等にも十分配慮して継続して検討していくことが必要であると考えられる。

[改善策を踏まえた具体的な改善イメージ]

① 採点システム（イメージ）

○ 委員の意見や他県のシステムを踏まえた改善イメージ

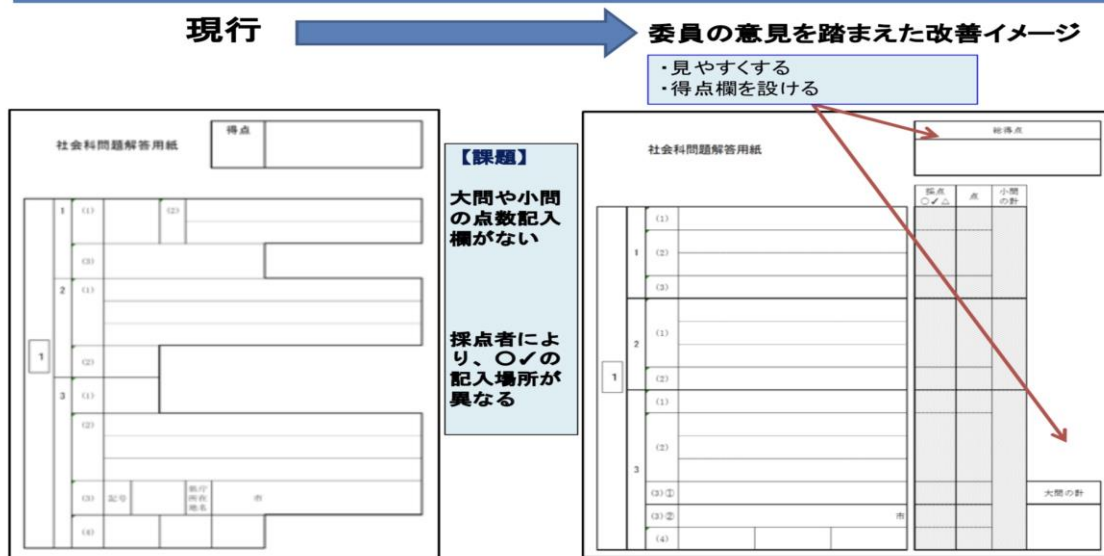


上の採点システムは、本委員会会議において出された委員からの意見や他県のシステムを踏まえて事務局に依頼しイメージとして作成したものである。

[ポイント]

- 答案を「正本」とし、答案の写しを「副本」とする。
- 「正本」をA、Bの2人で、「副本」をC、Dの2人で採点・点検する。
- 採点・点検した「正本」と「副本」の2枚をE、Fの2人で照合する。
結果に乖離があった場合は、採点の再点検を行う。
- 得点は、PC 2台に、「正本」・「副本」を別々に入力、結果を照合する。
結果にエラーがあった場合は、得点の再点検を行う。
(PC 2台への入力については、機械の活用を検討する。)
- 総得点が確定したら「正本」に総得点を記入する。
- 採点照合から総得点記入までの検証（全受検者）と点検（ボーダーライン）を行う。

解答用紙の様式の改善について



【改善策4】受検者への採点結果の提供

- 合格発表後、不合格者全員に解答用紙の写しを交付することが必要である。
- 交付方法については、合格者発表後、速やかに受検者に届く方法を検討する必要がある。

【改善策提案に至る委員会議論の視点・考え方】

採点誤りの最大の問題点は、合格であるべき受検者を不合格者と認定してしまうミスであり、何にもまして致命的な事態を引き起こしてしまう。

これに対処するためには、改善案3による採点の何重もの点検とともに、「受検者が自身の答案・採点結果を振り返る」機会を提供することが最も納得性の高いシステムであることは論を待たないものと思われる。これまでは、受検者への情報開示は、得点のみを対象とする簡易開示と採点結果を含む情報の個人情報開示請求への対応、すなわち受検者サイドの申出による方法により行ってきたが、今回の問題を踏まえて、不合格者全員に対して合格発表日に並行して解答用紙の写しを交付することを提案することとした。これによって、「絶対あってはならない合否ミス」を回避し、受検者、そして、県民の信頼確保の回復・維持を期待するものである。なお、不合格者が多数にのぼり、記述式の出題形式のウェイトが大きい中高一貫校では、開示の方法を工夫する必要がある。

この仕組みの導入は、採点に携わる学校現場の教員はもちろんのこと、学校、県教育委員会全体に相当の負担を強いることになるとの意見も想定されるが、本委員会としては、受検者の将来をも左右する採点業務に当たる際の必要不可欠な高度の緊張感を醸成するものとして、そして今回の問題に対する県教育行政としての明確な姿勢を示すものとして、すべての関係者に深いご理解をいただきたいと強く要望するものである。

【改善策を踏まえた具体的な改善イメージ】

- ① 合格発表日に高校入試の不合格者全員に解答用紙の写しを交付
合格者には入学後に、入学した学校における同様の対応を検討
- ② 交付を受けた受検者は必要に応じて問合せ等を行い、県教育委員会及び学校はそれに対する適切な返答等の対応を実施

【改善策5】採点業務の日程の見直し

- 入学者選抜全体の日程は現行制度における範囲内で対応することとするが、細部については、改善する新たな採点システムを踏まえた見直しを検討していく必要がある。
- 必要に応じて、土日に採点業務を行う場合の勤務については、原則週休日の振替などでの対応とする。

【改善策提案に至る委員会議論の視点・考え方】

今回の問題に対して、受検日の前倒しにより、学力検査と合格発表の期間を十分に確保して採点業務の的確さを充実させるべきとの意見も出されたが、現行の中高の学校行事、入試スケジュールの既周知などの点で、現行の範囲内で対応することが適当であるとの結論に至った。

改善策3により、現行の採点業務に加えて、新たな検証、点検業務と合わせて3重の採点システムを提案しているが、これらの業務全体を、現行の範囲内で処理することについて、提言を踏まえた後、学校現場との実施に向けた協議調整を慎重に行っていただきたいと考える。

また、本委員会審議では、土日出勤による採点業務を行った場合の振替休日の確保など、担当教員の職務環境の改善に工夫をしていただきたいとの意見が多数出されたことも留意いただきたい。

【改善策を踏まえた具体的な改善イメージ】

(1) 県立高等学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	3月																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点			採点	資料	→		判定						
改善イメージ	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点	採点	採点	検証	検証	資料	→	点検	判定		交付			
			休業	休業			休業				休業						

【委員の意見を踏まえた具体例】⇒ 土日に点検、検証を実施し、時間的余裕を作ることも可能

- ・ 日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・ 採点日・・・県が示す採点基準確認（部分点詳細は県と調整）
（生徒休業日）⇒ 新システムで採点業務を実施（学校裁量1日～2.5日、土日は振替対応）
- ・ 検証日・・・採点后、新たに検証日を設定
（生徒休業日）⇒ 検証は受検者全員対象（学校裁量0.5日～1.5日、土日は振替対応）
- ・ 点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定 ・ 交付：解答用紙写し交付（不合格者のみ）
⇒ ボーダーラインの前後を点検

(2) 県立中学校・中等教育学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	1月																
日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定				問題配付	適性検査		採点	採点	資料							合格発表	
改善				問題配付	適性検査		採点	採点	検査	資料	点検				判定	準備	合格発表
								休業						休業			

→ 21日・24日が入学確約書提出

- 【委員の意見を踏まえた具体例】
- ・ 日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
 - ・ 採点日・・・県が示す採点基準確認（部分点詳細は県と調整）
 （生徒休業日）⇒新システムで採点業務を実施（学校裁量1日～2日、土日は振休対応）
 - ・ 検査日・・・採点后、新たに検証日を設定
 （生徒休業日）⇒検証は受検者全員対象（学校裁量0.5日～1.5日、土日は振休対応）
 - ・ 点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
 ⇒ボーダーラインの前後を点検
 - ・ 準備・・・解答用紙の写し交付準備（※高校入試と異なり合格者数より不合格者数が多い）

IV 関係者の責任の在り方

関係者の責任の在り方については、県立高等学校等の学力検査や適性検査にかかる責任の所在や役割などを踏まえ、法令や指針に基づき検討していくべきである。

今回の採点誤りは、大きな社会問題となっており、県教育行政に対する受検者をはじめとした県民の信頼を大きく損なったことを踏まえ、二度と繰り返さないという姿勢を明確に示し、受検者をはじめ県民に理解をいただけるよう、厳正に対処する必要がある。

V その他

本委員会の報告後、県教育委員会が策定する「再発防止・改善策」の実施結果を検証するため、令和4年度入学者選抜合格発表後、入学までの間に採点誤りについて検証を行い、誤りがなかったことを明らかにする必要がある。

検証方法等については、県教育委員会が検討し、策定する「再発防止・改善策」の中で具現化することで、県立高等学校等を目指す小学生や中学生等、その保護者、県民の信頼を回復し、安心して受検できるようになることを望むものである。

別冊

1 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 県立高等学校、中学校及び中等教育学校の入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の確実性及び信頼性を確保するため、現行の採点及び点検業務について検証し、採点誤りの原因を究明するとともに、今後に向けた具体的な改善点、再発防止策及び事後の検証方法並びに関係者の責任の在り方を取りまとめるため、県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、入学者選抜に関し、次に掲げる事項について調査研究、協議し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 採点誤り等の原因に係る調査及び分析
- (2) 採点誤り等の再発防止策の検討
- (3) 採点誤り等の再発防止策に関する事後の検証方法
- (4) 採点誤り等に伴う関係者の責任の在り方
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和4年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 委員会は、教育や人事に関する理解と見識を有する者から選定した者10人以内をもって構成する。

2 委員会の構成員（以下「委員」という。）の選任期間は、会議設置の日から委員会の設置期間満了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その座長となる。

(公開)

第8条 委員会は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(調査の依頼)

第9条 委員会は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、事務局に対して調査を依頼することができる。

2 事務局は、必要に応じて調査チームを設置し、調査結果等を委員会に報告するものとする。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要がある場合は、関係者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育庁学校教育部高校教育課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員会の最初の会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

2 県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会委員名簿

分類	所属	経歴等
学 識 経験者 2名	常磐大学総合政策学部 法律行政学科長・教授 吉田 勉	・ 県総合計画審議会会長
	税理士法人A O I 公認会計士 坂本 和重	・ 関東信越税理士会副会長 ・ 県包括外部監査人
経 済 産業界 4名	(株) 日立製作所日立事業所長 曾根 徹	・ 県労働委員会委員
	(株) 常陽銀行取締役会長 寺門 一義	・ 県経営者協会会長 ・ 県公安委員会委員
	相鐵(株) 代表取締役社長 三村 泰洋	・ 県総合計画審議会委員 ・ 日立市の鋼材加工会社で県北エリア の中小企業ネットワークを構築、M & Aに積極的な若手経営者
	高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所長 齊藤 直人	・ (前) J-PARCセンター長

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会 第1回会議の結果

1 日時 令和3年4月8日（木） 午後4時から6時

2 場所 県庁舎11階 1107共用会議室

3 内容

○ 主な意見

- ・教員の意識面の問題と入学者選抜の制度面の問題の両方で考える必要がある。
- ・採点業務の一部自動化、あるいは、外部人材の活用も含めて対策を考え、記述式の採点などの本当に大切なことに時間を割くべきである。
- ・マークシート方式を検討するのも1つの方法である。
- ・入学者選抜の目的を考えると、本当にマークシート方式でよいのか。記述式問題でこそ見ることができる能力があるのではないか。
- ・学校から出ている入学者選抜に対する要望等に対して、これまで県教育委員会がどのように具現化してきたのか。
- ・タイトなスケジュールは、最初から承知の上であろうから、各学校で何らかの見直しは行っているのか。

○ 次回の議論に向けて委員から要望された事項

- ・東京都、神奈川県の合格者判定前の「検証」について詳細を知りたい。
- ・神奈川県で「検証」をした上でも採点ミスが発生している原因は何か。
- ・本県教育委員会で採点手順を示しているが、現場では機能しているのか。校長のマネジメントが機能しているか。

4 今後の予定

第2回 4月15日（木）

茨城県立高等学校等入学者選抜 調査改善委員会

第1回会議資料

令和3年4月8日（木）

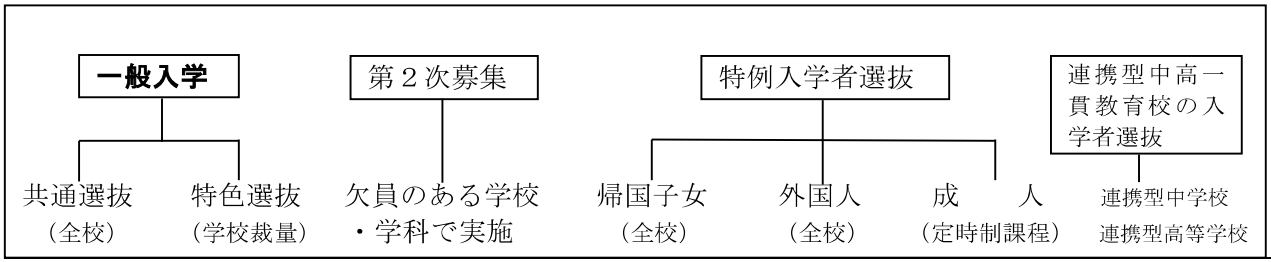
茨城県教育委員会

【目次】

1	県立高等学校の入学者選抜について	1
2	令和3年度茨城県立高等学校（全日制・定時制）入学者選抜日程表	2
3	県立中学校及び中等教育学校の入学者選抜について	3
4	令和3年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜日程表	4
5	令和2年度及び令和3年度入学者選抜の実施状況について	6
6	採点要領（例）	7
7	採点ミスの概要	8
8	令和3年度高等学校入学者選抜 採点ミスの概要	9
9	令和3年度中学・中等教育学校適性検査 採点ミスの概要	10
10	他都府県における入試採点ミスについて	11
11	参考人聴取	13
12	課題整理	13

1 県立高等学校の入学選抜について

(1) 選抜の概要



(2) 選抜方法

		一般入学		特例選抜			第2次募集
		共通選抜	特色選抜	帰国子女	外国人	成人	
課程	全日制	○			-	○	
	定時制				○		
検査	学力検査	5教科(英、国、数、社、理)		3教科(英、国、数)		-	3教科(英、国、数)
	面接				○		
	作文	定時のみ				○	-
	実技検査	実施校のみ		-			実施校のみ

・凡例……表中の○は「実施」、-は「実施なし」を示す。

(3) 入試日程の基本的考え方

受検者の中学校での生活に配慮し、一般入学出願から、第2次募集の合格者発表までの期間をできるだけ短くする。

一般入学出願

- ・2月中旬とし、期間は3日間とする。
- ・一般入学出願から志願先変更までの期間は、志願者数の公表、中学校における志願先変更に伴う進路指導に配慮し、中3日以上とする。

志願先変更

- ・志願先変更期間は、2日間とする。

転勤子女特例

- ・転勤保護者子女特例入学出願の期間は、2日間とする。

学力検査

- ・3月上旬とし、事前準備及び採点事務等に配慮し、原則として、火曜日、水曜日、木曜日のいずれかに実施する。

特色選抜等

- ・特色選抜、共通選抜実技検査、多部制定時制課程の面接及び連携型入学選抜を実施する場合は、学力検査の翌日(土日を除く)に行う。

追検査

- ・追検査を実施する。学力検査と追検査(学力検査等)の期間は、受検者の体調に配慮し、中5日(土、日を含む)とする。

合格者の発表

- ・学力検査後合格者の発表までの期間は、学力検査の非常変災予備日や中学校及び高等学校の学校行事との関係に配慮し、中6日とする。

第2次募集出願

- ・2次募集の出願期間は、中学校における一般入学等における不合格者に対する指導や願書作成に配慮し、期間は2日間とする。

第2次学力検査

- ・2次募集の出願後、学力検査までの期間は、事務処理に配慮し、中1日以上とする。

第2次合格者の発表

- ・2次募集における合格者の発表は、次年度への準備に配慮し、できる限り高等学校の春休み前とする。

2 令和3年度茨城県立高等学校（全日制・定時制）入学者選抜日程表

2月			3月			
1	月		1	月		
2	火		2	火	特色選抜なし 1日or2日 特色選抜実施 1.5日or2日	
3	水		3	水	一般入学学力検査	
4	木		4	木	特色選抜面接等	
5	金		5	金	採点	
6	土		6	土	採点	
7	日		7	日	1日 or 2日 (学校裁量)	
8	月	↑ 一般入学出願期間	8	月	入試事務 ※在校生は通常授業	
9	火		9	火		追検査（学力検査）
10	水	↓	10	水		追検査（共通選抜実技検査等）
11	木	(建国記念の日)	11	木	判定会議	生徒休業
12	金		12	金	合格者の発表（午前9時）	
13	土		13	土		
14	日		14	日		
15	月		15	月	↑ 第2次募集出願期間※	
16	火		16	火	↓	
17	水	↑ 志願先の変更	17	水		
18	木	↓	18	木	第2次学力検査, 採点 新型コロナウイルス感染者等を対象とした追検査	
19	金	↑ 転勤子女特例受付	19	金	判定会議	
20	土		20	土	(春分の日)	
21	日		21	日		
22	月	↓	22	月	第2次合格者の発表(午前9時) 新型コロナウイルス感染者等を対象とした追検査 の合格者の発表(午前9時)	
23	火	(天皇誕生日)	23	火		
24	水		24	水		
25	木		25	木		
26	金		26	金		
27	土		27	土		
28	日		28	日		
			29	月		
			30	火		
			31	水		

【参考】

関東近県の令和3年度選抜日程

		茨城県		埼玉県		神奈川県		千葉県		栃木県		群馬県				
月	日	曜	令和3年度	日	曜	令和3年度	日	曜	令和3年度	日	曜	令和3年度	日	曜	令和3年度	
1月	17	日		17	日		17	日		17	日		17	日		
	18	月		18	月		18	月		18	月		18	月		
	19	火		19	火		19	火		19	火		19	火		
	20	水		20	水		20	水		20	水		20	水		
	21	木		21	木		21	木		21	木		21	木		
	22	金		22	金		22	金		22	金		22	金		
	23	土		23	土		23	土		23	土		23	土		
	24	日		24	日		24	日		24	日		24	日		
	25	月		25	月		25	月		25	月		25	月		
	26	火		26	火		26	火		26	火		26	火		
	27	水		27	水		27	水		27	水		27	水		
	28	木		28	木		28	木	出願期間	28	木		28	木		
	29	金		29	金		29	金		29	金		29	金		
	30	土		30	土		30	土		30	土		30	土		
	31	日		31	日		31	日		31	日		31	日		
	2月	1	月		1	月		1	月		1	月	特色出願期間	1	月	前期出願期間
		2	火		2	火		2	火		2	火		2	火	
		3	水		3	水		3	水	志願先の変更	3	水		3	水	
		4	木		4	木		4	木		4	木		4	木	
		5	金		5	金		5	金		5	金		5	金	
		6	土		6	土		6	土		6	土		6	土	
		7	日		7	日		7	日		7	日		7	日	
		8	月	一般入学出願期間	8	月		8	月		8	月	特色面接等	8	月	
		9	火		9	火		9	火	出願期間	9	火	学力検査等	9	火	
		10	水		10	水		10	水		10	水		10	水	
		11	木	(建国記念の日)	11	木		11	木		11	木		11	木	
		12	金		12	金		12	金		12	金		12	金	5日
		13	土		13	土		13	土		13	土		13	土	
		14	日		14	日		14	日		14	日		14	日	
		15	月		15	月	出願期間	15	月	学力検査等	15	月	特色合格者内定	15	月	
		16	火		16	火		16	火	面接・特色検査	16	火		16	火	
17		水	志願先の変更	17	水		17	水		17	水	志願先変更受付	17	水		
18		木		18	木	志願先の変更	18	木		18	木		18	木	前期合格者発表	
19		金	転勤子女特例受付	19	金		19	金	6日	19	金	出願期間	19	金		
20		土		20	土		20	土		20	土		20	土		
21		日		21	日		21	日		21	日		21	日		
22		月		22	月		22	月	追検査	22	月		22	月		
23		火	(天皇誕生日)	23	火		23	火		23	火		23	火		
24		水		24	水		24	水		24	水	学力検査等	24	水		
25		木		25	木		25	木		25	木		25	木	志願先の変更	
26		金		26	金	学力検査	26	金		26	金		26	金	後期出願期間	
27		土		27	土		27	土		27	土	5日	27	土		
28		日		28	日		28	日		28	日		28	日		
3月	1	月		1	月	(実技検査、面接)	1	月	合格者発表	1	月		1	月		
	2	火		2	火		2	火		2	火		2	火		
	3	水	一般入学学力検査	3	水	追検査	4日	3	水	第2次募集出願期間	3	水	追検査	3	水	後期志願先変更
	4	木	特色選抜面接等	4	木		4	木		4	木		4	木		
	5	金	5日	5	金		5	金	第2次募集志願先変更	5	金	入学許可候補者発表	5	金		
	6	土		6	土		6	土		6	土		6	土		
	7	日		7	日		7	日		7	日		7	日		
	8	月		8	月	入学許可候補者発表	8	月		8	月		8	月		
	9	火	追検査(学力検査)	9	火		9	火		9	火		9	火	後期学力検査等	
	10	水	追検査(共通選抜実技検査等)	10	水		10	水	第2次学力検査	10	水	第2次募集出願期間	10	水		
	11	木		11	木		11	木		11	木	第2次募集志願先変更	11	木		
	12	金	合格者の発表	12	金		12	金		12	金		12	金		
	13	土		13	土		13	土		13	土		13	土		
	14	日		14	日		14	日		14	日		14	日		
	15	月	第2次募集出願期間	15	月		15	月		15	月	第2次学力検査	15	月		
	16	火		16	火		16	火		16	火		16	火		
	17	水		17	水		17	水	第2次合格者の発表	17	水	入学許可候補者発表	17	水	後期合格者発表	
	18	木	第2次学力検査	18	木		18	木		18	木		18	木		
	19	金		19	金		19	金		19	金		19	金		
	20	土	(春分の日)	20	土		20	土		20	土		20	土		
	21	日		21	日		21	日		21	日		21	日		
	22	月	第2次合格者の発表	22	月		22	月		22	月		22	月	再募集出願期間	
	23	火		23	火		23	火		23	火		23	火		
	24	水		24	水		24	水		24	水		24	水		
	25	木		25	木		25	木		25	木		25	木	再募集検査(面接等)	
	26	金		26	金		26	金		26	金		26	金		
	27	土		27	土		27	土		27	土		27	土		
	28	日		28	日		28	日		28	日		28	日		
	29	月		29	月		29	月		29	月		29	月	再募集合格者発表	
	30	火		30	火		30	火		30	火		30	火		
	31	水		31	水		31	水		31	水		31	水		

3 県立中学校及び中等教育学校の入学者選抜について

(1) 選抜方法

調査書、志願理由書、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ、面接により総合的に判断し合格者を決定

- ・ 適性検査Ⅰ（45分間） 思考力、判断力、課題発見・解決能力など （主に算数・理科）
- ・ 適性検査Ⅱ（45分間） 読解力、分析力、自分の考えを表現する力 （主に国語・社会）
- ・ 面 接（1グループ20分程度、5人程度）集団面接

(2) 入試日程の基本的考え方

選抜検査は、小学校の学習活動や市町村立中学校の学級編制及び教員の人事配置に影響を与えない時期に実施することが望ましいことから、できる限り1月上旬の土曜日とする。

出 願 受 付

- ・ 受検票の発送業務等に配慮し、受付開始は12月初旬とし、期間は3日間とする。

選 抜 検 査

- ・ 小学校の学習活動や大学入学共通テスト対応に考慮し、1月上旬の休日とする。

合格者の発表

- ・ 中学校及び中等教育学校側の事務処理及び大学入学共通テスト対応を考慮し選抜検査の後、合格者の発表までの期間は、原則として中6日とする。

入学確約書提出

- ・ 入学確約書の提出は、郵送も認めていることから、合格者の発表後、中1日とする。

欠員補充のための 入学意思確認

- ・ 欠員補充のための入学意思確認は、入学確約書提出後の原則として2日間とする

4 令和3年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜日程表

令和2年 12月			令和3年 1月		
1	火	出願受付 この期間に必着するよう、簡易書留の配達日指定郵便で郵送する。持参による提出は不可。	1	金	(元日)
2	水		2	土	
3	木		3	日	
4	金		4	月	
5	土		5	火	
6	日		6	水	
7	月		7	木	
8	火		8	金	
9	水		9	土	選抜検査
10	木		10	日	採点
11	金		11	月	採点予備日 (成人の日)
12	土		12	火	入試事務 ※在校生は通常授業
13	日		13	水	
14	月		14	木	
15	火		15	金	
16	水		16	土	
17	木		17	日	
18	金		18	月	
19	土		19	火	判定会議 生徒休業
20	日		20	水	合格者の発表 (インターネット: 午前9時)
21	月		21	木	
22	火		22	金	入学 予約書 提出 受付時間は、午前9時から午後5時まで。(土・日を除く。)
23	水		23	土	
24	木		24	日	
25	金		25	月	
26	土		26	火	欠員の補充のための入学意志確認 入学予定者に欠員が生じた場合、原則として1月27日(水)までの間に行う。
27	日		27	水	
28	月		28	木	
29	火		29	金	
30	水		30	土	
31	木		31	日	

令和2年11月9日(月)～11月13日(金) 県外からの転居予定者の入学志願申請書等提出期間

5 令和2年度及び令和3年度入学者選抜の実施状況について

1 県立高等学校

○ 令和3年度実施学校・学科数：全日制…87校1分校・155学科、定時制…12校20学科

○ 令和2年度実施学校・学科数：全日制…87校1分校・158学科、定時制…12校20学科

項目	全日制			定時制			全体		
	令和3年度	令和2年度	増減	令和3年度	令和2年度	増減	令和3年度	令和2年度	増減
募集定員 a	18,190	18,790	▲ 600	920	920	0	19,110	19,710	▲ 600
志願者数 b	17,681	18,942	▲ 1,261	380	513	▲ 133	18,061	19,455	▲ 1,394
志願倍率 b/a	0.97	1.01	▲ 0.04	0.41	0.56	▲ 0.14	0.95	0.99	▲ 0.04
受検者数	17,396	18,688	▲ 1,292	364	496	▲ 132	17,760	19,184	▲ 1,424
合格者数	16,086	16,840	▲ 754	359	478	▲ 119	16,445	17,318	▲ 873

2 県立中学校及び中等教育学校

○ 令和3年度実施学校数：中学校…8校、中等教育学校…3校 ※計11校

学校名	募集定員 a	志願者数 b	志願倍率 b/a	受検者数	合格者数
日立一附中	80	178	2.23	176	80
太田一附中	40	70	1.75	70	40
水戸一附中	80	362	4.53	361	80
鉾田一附中	40	105	2.63	98	40
鹿島附中	40	138	3.45	134	40
土浦一附中	80	263	3.29	261	80
竜ヶ崎一附中	40	186	4.65	184	40
下館一附中	40	99	2.48	98	40
勝田中等	120	181	1.51	181	120
並木中等	160	621	3.88	609	160
古河中等	120	252	2.10	250	120
合計	840	2,455		2,422	840

○ 令和2年度実施学校数：中学校…6校、中等教育学校…2校 ※計8校

学校名	募集定員 a	志願者数 b	志願倍率 b/a	受検者数	合格者数
日立一附中	80	258	3.23	248	80
太田一附中	40	41	1.03	38	37
鉾田一附中	40	96	2.40	93	40
鹿島附中	40	109	2.73	109	40
竜ヶ崎一附中	40	198	4.95	196	40
下館一附中	40	104	2.60	102	40
並木中等	160	616	3.85	604	160
古河中等	120	286	2.38	280	120
合計	560	1,708		1,670	557

6 採点要領（例） ⇒ 県教育委員会から各高等学校等へ提示

令和3年度茨城県立高等学校入学者選抜事務処理要領より

※下線は説明のため

○採点要領（例）

1 採点

解答した語句等にかからぬよう、解答欄の外又は番号に赤色で、正答に○、誤答に／を付ける。

2 点検

第1点検は青色で、○は○を重ね、／は／を重ねる。訂正は＝で消し、○又は／を付ける。

第2点検は赤色で、チェックマーク（レ等）を付ける。

なお、第2点検で訂正が生じた場合は第1点検者と確認する等の処置をとる。

3 大問毎の得点を赤色で記入する。

4 3の点検は、2に準じて第1点検及び第2点検を行う。

5 合計点の記入を赤色で行う。

6 5の点検は、2に準じて第1点検及び第2点検を行う。

7 上記1～6において、表紙等を作成し、それぞれの作業担当者を明示（押印又はサイン）する。

8 「令和3年度茨城県立高等学校進学学力検査問題採点基準」を解答用紙等に転記する場合には、正しく転記されているか、必ず複数人による点検を行い、取扱いには十分注意する。

7 採点ミスの概要

○ 採点ミスを確認した経緯

月 日	内 容																								
3月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立牛久栄進高校</u>の受検者から、令和3年度の学力検査における<u>答案用紙</u>の開示請求があった。 ・開示にあたり、当該校が<u>答案用紙を再点検したところ、国語の問題で正解を加点していなかったことが判明した。</u> 																								
3月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立牛久栄進高校</u>の当該受検者1名について、<u>合格とすべきところを不合格</u>としていたことが判明した。 ・<u>県教育委員会</u>は、令和3年度の学力検査を実施した<u>全県立高校に、全受検者の解答用紙に関して、採点ミスがないか再度確認するよう指示し、各学校は19日(金)までに一斉点検を実施した。</u> 																								
3月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県教育委員会</u>は、令和3年度の適性検査を実施した<u>全県立中学校・中等教育学校に、適性検査に係る採点についても再確認するよう指示し、各学校は3月23日(火)までに一斉点検を実施した。</u> 																								
3月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県教育委員会</u>は、<u>令和2年度の学力検査・適性検査</u>を実施した全県立高校、全県立中学校・中等教育学校に、<u>全受検者の答案の正誤及び点数についても再確認するよう指示し、各学校は25日(木)までに一斉点検を実施した。</u> 																								
3月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和3年度の学力検査</u>実施93校のうち、<u>53校408件の採点に誤り</u>があり、そのうち<u>3校(牛久栄進1名、境1名、取手第一1名)</u>で、<u>合格とすべきところ、不合格としていた。</u>[境：国語の問題で少なく配点した。取手第一：国語の問題で正答を誤答とした。] 																								
3月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和3年度・令和2年度の学力検査及び適性検査の一斉点検の結果を公表</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">学力検査</th> <th colspan="2">適性検査</th> </tr> <tr> <th>令和3年度 93校</th> <th>令和2年度 93校</th> <th>令和3年度 11校</th> <th>令和2年度 8校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採点誤りのあった学校数・件数</td> <td>53校496件</td> <td>58校457件</td> <td>7校21件</td> <td>5校14件</td> </tr> <tr> <td>合否への影響</td> <td>3件</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>1件 (並木中等)</td> </tr> <tr> <td>答案の誤廃棄</td> <td>—</td> <td>11校</td> <td>—</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> ※令和3年度学力検査：3月22日時点から7校において88件増 ・令和2年度適性検査において、並木中等教育学校で合格とすべきところ、不合格としていた。[適性検査Iで、8点を0点と見間違えた。] ・<u>県教育委員会は、採点ミスのあった学校の校長に聞き取り調査を実施(76校)</u> 		学力検査		適性検査		令和3年度 93校	令和2年度 93校	令和3年度 11校	令和2年度 8校	採点誤りのあった学校数・件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件	合否への影響	3件	なし	なし	1件 (並木中等)	答案の誤廃棄	—	11校	—	なし
	学力検査		適性検査																						
	令和3年度 93校	令和2年度 93校	令和3年度 11校	令和2年度 8校																					
採点誤りのあった学校数・件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件																					
合否への影響	3件	なし	なし	1件 (並木中等)																					
答案の誤廃棄	—	11校	—	なし																					
3月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立学校長会</u>において、注意喚起、再発防止を指導 																								
4月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・採点ミスのあった<u>学校を訪問し、聞き取り調査</u>を実施 																								
4月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・採点ミスのあった<u>学校を訪問し、聞き取り調査</u>を実施 																								

8 令和3年度高等学校入学者選抜 採点ミスの概要

学校数 **53** 校

採点日数

終了時間

53校の内

12 校

41 校

英語

22:00 (土浦二)

国語

21:00 (水戸商)

数学

23:00 (土浦二)

社会

23:00 (石岡二)

理科

22:00 (土浦二)

1日

2日

英語

20:35 (水海道一)

国語

21:30 (那珂湊)

数学

19:40 (水戸工)

社会

22:30 (勝田工)

理科

20:50 (水戸工)

※ 2日で行った41校のうち、採点のための休業日申請を実施したのは特色選抜を実施しない3校(水戸一421人、牛久栄進404人、竹園369人)その他38校は、特色選抜実施日(休業日)の終了後に採点作業実施

採点時間

教科	最短	最長	平均	時間数別学校数											
				~2H	~4H	~6H	~8H	~10H	~12H	~14H	~16H	~18H	~20H	~22H	~24H
英語	2.5	18.0	9.4	0	6	7	3	11	11	7	7	0	1	0	0
国語	3.0	23.5	10.1	0	3	3	5	15	16	4	4	2	0	0	1
数学	2.0	18.2	8.4	0	7	8	7	12	12	4	2	0	1	0	0
社会	3.0	22.3	11.4	0	3	1	8	7	11	8	6	4	0	0	1
理科	2.0	20.3	8.8	0	4	6	8	15	10	7	2	0	1	0	0

【最長】英語：大子清流(43名) 国語：三和(75名) 数学：茨城東(62名) 社会：竜ヶ崎南(78名) 理科：茨城東(62名)

【最長】英語：水戸工業(373名) 国語：水戸商業(358名) 数学：水戸工業(373名) 社会：土浦第二(380名) 理科：水戸工業(373名)

教科別採点ミス内訳

社会	141件	得点誤記入	計算漏れ	正誤	記述(長文)	108	記述(単語等)	8	他	16
----	------	-------	------	----	--------	-----	---------	---	---	----

国語	127件	得点誤記入	計算漏れ	正誤	他	記述(長文)	44	記述(単語等)	29	他	14
----	------	-------	------	----	---	--------	----	---------	----	---	----

英語	98件	得点誤記入	計算漏れ	正誤	他	記述(長文)	40	記述(単語等)	9	他	40
----	-----	-------	------	----	---	--------	----	---------	---	---	----

理科	80件	得点誤記入	計算漏れ	正誤	他	記述(長文)	48	記述(単語等)	13	他	7
----	-----	-------	------	----	---	--------	----	---------	----	---	---

数学	50件	得点誤記入	計算漏れ	正誤	他	記述(長文)	20	記述(単語等)	9	他	1
----	-----	-------	------	----	---	--------	----	---------	---	---	---

《参考》学力検査における得点割合

	記述(長)	記述(単語等)	他
社会	63	8	29
国語	30	21	49
英語	34	12	54
理科	25	27	37
数学	11	59	16

採点ミスの要因(聞き取り調査)

- ・記述問題が多いことにより、採点者は受検者毎に解答内容に対して正誤だけでなく部分点について判断することとなり、採点基準の照合に時間がかかる。
- ・記述の得点割合が多い社会や国語において、記述問題の採点の際の採点ミスが多く生じている。

検討課題

- ・思考力、判断力、表現力を問うためには、記述問題の出題は必要であるが、記述問題の採点において5教科ともにミスが多く生じていることから、県教育委員会から採点基準を示す際の改善、各校で部分点を与える際の共通理解の図り方などについての検討が必要である。

9 令和3年度中学・中等教育学校適性検査 採点ミスの概要

学校数	7校	採点日数	7校の内	終了時間	適性検査Ⅰ 適性検査Ⅱ
		1日	5校	21:00	0:00
ミス件数	21件	2日	2校	16:45	11:00

採点時間	教科	最短	最長	平均	時間別学校数											
					～2H	～4H	～6H	～8H	～10H	～12H	～14H	～16H	～18H	～20H	～22H	～24H
適性検査Ⅰ		5.8	16.5	10.4	0	0	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0
適性検査Ⅱ		7.5	16.5	10.3	0	0	0	1	2	3	0	0	1	0	0	0

【最短】適性検査Ⅰ：鹿島附属中（134名） 適性検査Ⅱ：鉾田第一附属中（98名）

【最長】適性検査Ⅰ：水戸第一附属中（361名） 適性検査Ⅱ：勝田中等（181名）

検査別採点ミス内訳

適性検査Ⅰ	記述（長文）1	記述（単語等）2	記号1	他2
6	計算漏れ	計算漏れ	正誤	得点誤記入 計算漏れ

適性検査Ⅱ	記述（長文）	6	記述（単語等）2	他7
15	計算漏れ	正誤	得点誤記入	得点誤記入 計算漏れ

《参考》適性検査における得点割合

	記述（長）	記述（単）	記号	他
適性検査Ⅰ	45	14	18	23
適性検査Ⅱ	87	3	7	3

採点ミスの要因 （聞き取り調査）

- ・採点作業が長時間になり、採点に当たっていた教員の集中度が低下していた。
- ・今年度新たに開校した学校においては、適性検査に対する採点の経験不足が原因となっている。

検討課題

- ・集中力の低下によるミスを防ぐために、解答用紙に小問ごとの点数の記入欄や大問ごとの点数の記入欄を設けるなどの検討が必要である。
- ・採点前に、各校における採点基準を確認する時間を十分に取るなど、教員の経験によらない体制づくりに向けた検討が必要である。

10 他都府県における入試採点ミスについて

(1) 過去3年間の採点ミスの件数

都道府県名	H29		H30		H31	
	件数	追加合格者数	件数	追加合格者数	件数	追加合格者数
山形県	414	0	212	1	0	0
東京都	213	0	72	0	43	0
大阪府	72	0	50	0	38	0

※ 全国高等学校入学者選抜改善協議会資料（文科省）

① 山形県（H30）の状況

- ・平成30年3月28日に受検者の保護者から開示請求があり、解答用紙を点検したところ採点ミスを発見
- ・3月29日に公立高校及び県立中学校の一斉点検を実施した結果、さらに採点ミスが判明 ⇒ 追加合格者あり

② 東京都（H29～31）の状況

- ・平成26年度に判明した都立高校の採点ミスに対する再発防止・改善策により実施した、他校同士の相互点検と都教委による点検により採点ミスが判明 ⇒ 追加合格者なし

（参考）

- ・平成24～26年度入試
都立高校で約3,000件の採点ミスが判明
（うち誤って不合格とした18校22人を追加合格）
- ・平成28年度入試
マークシート方式を導入
（記号選択式をマークシート方式で採点、記述式はパソコンで採点）

③ 大阪府（H29～31）の状況

- 特別点検において、特別・一般選抜において採点ミスが判明 ⇒ 追加合格者なし

(2) その他

神奈川県の場合

- ・平成28年度入試 ※受検者から開示請求があり発覚
61校115人に採点ミス〔最終報告〕88校330人
合格とすべき受検生2人を不合格としていた
- ・平成27年度入試
71校188人に採点ミスが判明
合格とすべき受検生2人を不合格としていた
- ・平成27年度入試で、本来1年間保存すべき答案用紙を廃棄した高校 3校

他都県における入試の状況等

1 都県の入試について

都県名 <実施校数>		近年採点ミスのあった都県 現在の実施方法		近隣県 (参考)	
茨城県 <93校>		東京都 <182校>		山形県 <33校>	
聴取事項	マークシート +記述 (マークシート割合) (H30)	○ (66%)	○ (80%)	×	×
	記述のみ	×	○	○	○
試験方法	高校	○	○	○	○
	中学 中等	○	○	○	○
採点	方法	学校採点 (マークシート実施校は各学校で機械で読み取り採点を行う) ⇒ 東京・神奈川は2系統(組)で実施			
	日数(学校裁量) 休業日扱い	1~2日 ○	2日 ○	3日 ○	3~4日 ○
マークシート導入時期	—	H28 入試 (H27 入試 20校試行実施)		H29 入試 ※	

※山形県が導入を見送った理由 ①導入費用 ②導入時の業務負担 ③中学校での試験は記述中心のためマークミスを懸念

2 採点スケジュール

県名	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
茨城県	採点日 (特色選抜)	採点日	判定資料作成	—	—	判定会議	合格発表	—
東京都	採点日	採点日	判定会議	発表準備*	—	合格発表	—	—
神奈川県	採点日	採点日	採点日 検証	判定資料作成	判定会議	発表準備*	—	合格発表
山形県	採点日	採点日	採点日 検証	判定会議	合格発表	—	—	—

* 全受検者の全教科答案写しの交付準備等 (東京は申し出者のみ、神奈川は全受検者)

3 県内私立校 (全日制) マークシート導入について (出典「令和3年度私立校入試日程一覧」(茨城県私学協会))

導入学校数	入試実施校数
7	24
0	10
0	3

【導入校内訳】

- ・マークシートのみで実施 : 2校(土浦日大、東洋大牛久)
- ・一部の試験をマークシートで実施: 5校(大成女子、水城、岩瀬日大、つくば国際、霞ヶ浦)

11 参考人聴取

役 職 等	氏 名	略 歴
前 緑岡高等学校長	村田 一弘	高校教育課 課長補佐 高校教育課 副参事 海洋高等学校 校長 日立第一高等学校 校長 緑岡高等学校 校長 茨城県高等学校長協会 会長
古河中等教育学校長	森 比呂志	教育研修センター 指導主事 並木中等教育学校 教諭 竹園高等学校 教頭 結城第二高等学校 校長 古河中等教育学校 校長

12 課題整理

(1) ミスの要因

- ・ 入試日程について
- ・ 採点時の体制について
- ・ 教員の意識について
- ・ 答案の構成について
- ・ その他

(2) 改善の方向性

- ・ 入試日程について
- ・ 採点時の体制について
- ・ 教員の意識について
- ・ 答案の構成について
- ・ その他

茨城県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会

採点ミスの具体例

令和3年4月8日（木）

茨城県教育委員会

社会

(1) 得点誤記入

採点基準で示された得点と異なる得点を記入した。

<事例>

大問 4 1 (3) (答案をもとに教育委員会で作成)

		他地域に比べてアフリカでは、安全な水を飲める人が少ない
	(3)	
2		

正答であれば3点の問題を2点で計算した。

(2) 計算漏れ

大問の小計を計算する際に、加算が漏れた。

<事例>

大問 3 1 (2) 内容 (答案をもとに教育委員会で作成)

3	1	(1)	工	
		(2)	工	
			本部で、年間の売り上げ額を確認	
			間接税	
2	2	(3)	1500万以上の負担額だが、負担額の割合は、1番低くなっている	
		(1)	少数意見の尊重をしなければならない。	
		(2)	20	
			鳥取1区あたりの有権者数が少ない	
	(3)	非常にいい経験をしたという感想が多く		
		なっている		

問題4の解答欄は、裏側にあります。

部分点2点の加算が漏れ、大問3の小計が 15点のところ、誤って13点と記入した。

国語

(1) 記述（長文）正誤

生徒が文章で答える問題について、誤答を正答として採点した。

<事例>

① 大問一 (五)

生徒の解答	標準解答
皆さんに紹介したい小説は「ぼくのまつり縫い」という小説です。	皆さんに紹介したいのは、『ぼくのまつり縫い』という小説です。

- ・問題文には、「同じ言葉を繰り返さないように」という条件が示されているが、この生徒は「小説」という言葉を繰り返している。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

<事例>

② 大問二 (三)

生徒の解答	標準解答
一族の皆よせて披露し、振舞わめきけり。	一族皆よせて披露し、振舞わめきけり

- ・該当箇所を本文から抜き出す問題で、この生徒は本文にはない文字を入れて解答した。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

(2) 記述（単語）正誤

漢字の書き取りの問題について、誤答を正答として採点した。

<事例>

大問四 (一)

生徒の解答	標準解答
衛生	衛星

- ・生徒は正答と同音異字を記入した。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

(3) 記述（単語）計算漏れ

<事例>

大問四 (一) (答案をもとに県教育委員会で作成)

15	①	散策	②	耕	+	③	衛星
	④	くだ	る	⑤		⑥	いじ
	⑦	一					む
	⑧	三					

(1)～(3) 配点各3点

(4)～(6) 配点各2点 正答2つで4点とすべきところを、6点とした。

理科

(1) 記述（長文）計算漏れ

大問の点数を計上する際に計算を間違えた。

<事例>

① 大問6 (答案をもとに県教育委員会で作成)

6	(1) あ	加熱部に水が流れこむ	
	い	試験管の口を少し下げしておく	
	う	二酸化炭素	え 酸素
	(2) お	試験管Bに 石灰水を入れると白くにごる という結果になると。	
	(3)	水 と 小麦粉	
(4)	$2\text{NaHCO}_3 \rightarrow \text{Na}_2\text{CO}_3 + \text{CO}_2 + \text{H}_2\text{O}$		

(2)～(4) 配点各3点
正答4つで12点とすべき
ところを、13点とした。

13

(2) 記述（長文）正誤

生徒が文章で答える問題について、誤答とすべきところを正答とした。

<事例>

① 大問4 (6)

生徒の解答	標準解答
水面から水が蒸散したから。	水面からの水の蒸発が起きたから。

- ・標準解答で「蒸発」としている部分を、生徒は「蒸散」と答えている。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

② 大問6 (1) い

生徒の解答	標準解答
試験管の口を、加熱部より上にくるように傾けて設置する	試験管Aの口を下げる

- ・標準解答で「下げる」としている部分を、生徒は「上にする」と答えている。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

(3) 記述（単語等）正誤

生徒が単語で答える問題について、誤答とすべきところを正答とした。

<事例>

① 大問6 (3)

生徒の解答	標準解答
水麦粉	小麦粉

- ・標準解答で「小麦粉」としている部分を、生徒は「水麦粉」と答えている。
- ・本来誤答とすべきところを正答とした。

数学

(1) 記述 (長文) 正誤

生徒が文章で答える問題について、完全正答ではないが、正答としてしまった。(見逃し)

<事例>

① 大問2 (4)

生徒の解答	標準解答
最頻値の値がAさんは11.9秒、Bさんは12.0秒であり、Aさんの方が <u>早い</u> から。	Aさんの最頻値11.9秒は、Bさんの最頻値12.0秒よりも小さいので、Aさんの方が次の1回でより <u>速く</u> 走れそうな選手である。

- ・「速い」と「早い」の漢字を間違えているケース。
- ・当該校の基準では、部分点を与えるべき解答であるが、満点としていた。

(2) 記述 (長文) 正誤

証明問題について (採点基準のぶれ)

<事例>

① 大問3 (2)

生徒の解答	標準解答
$\triangle ADB$ と $\triangle AEC$ で、 仮定から、 $AB=AC \dots$ ① $\angle BDA=\angle CEA=90^\circ \dots$ ② 二等辺三角形の性質より $\angle CBA=\angle BCA \dots$ ③ 平行線の錯角だから、 $\angle DAB=\angle CBA$ 、 <u> </u> $\angle EAC=\angle BCA \dots$ ④ ③、④ <u> </u> より $\angle DAB=\angle EAC \dots$ ⑤ ①、②、③から、斜辺と1鋭角がそれぞれ等しい直角三角形なので $\triangle ADB \equiv \triangle AEC$	$\triangle ADB$ と $\triangle AEC$ で、 仮定から、 $AB=AC \dots$ ① $\angle CBA=\angle BCA \dots$ ② $\angle BDA=\angle CEA=90^\circ \dots$ ③ 平行線の錯角だから、 $\angle CBA=\angle DAB \dots$ ④ $\angle BCA=\angle EAC \dots$ ⑤ ②、④、⑤から、 $\angle DAB=\angle EAC \dots$ ⑥ ①、③、⑥から、斜辺と1鋭角がそれぞれ等しい直角三角形なので、 $\triangle ADB \equiv \triangle AEC$

- ・証明問題の解答は、論理的に成立していなければ、得点を与えないことが多い。
- ・採点時は、論理的に成立しているとして、部分点を与えていたが、再点検の際に、論理的に不成立であることが発覚し、誤答とした。

英語

(1) 記述 (単語) 正誤

<事例> 単語を記入する問題について、正答を誤答とした。

大問2 (2) ⑤

(英文中の空所に適切な英単語を記入する問題)

生徒の解答	標準解答
take	take

(2) 記述 (長文) 正誤

<事例1> 生徒が英文で答える問題について、誤答を正答とした。

大問4 (2)

(対話の流れに合うように空所に英文を記入する条件つき英作文問題)

生徒の解答	標準解答
We can't play basketball <u>in</u> Monday	(例) We can't play basketball <u>on</u> Monday(s)

・条件に合う内容の英作文を書いたが、文法・語法上の誤りを見落とした。

<事例2> 生徒が文章で答える問題について、誤答を正答とした。

大問6

(友人からの質問メールに対する自身の答えを30語以上で書く英作文)

生徒の解答	標準解答
I think friends ① <u>is</u> the most important thing ②my life because they ③ <u>are</u> make me happy. If I don't have any friends, I can't do anything. I like playing soccer with my friends. I want to play soccer with them in high school.	(例) The most important thing in my life is the camera that my father gave me on my birthday last year. My father took wonderful pictures with it, so I want to take beautiful pictures like him. ※自由英作文のため多様な解答が考えられる。

・条件に合う内容の英作文を書いたが、文法・語法上の誤り3か所のうち②を見落とした。

- ① are とすべきところを is とした。 → 減点した。
- ② in が抜けている。 → 誤りを見落とした。
- ③ 不要な are が入っている。 → 減点した。

中学・中等適性検査Ⅰ

(1) 記号問題 正誤

生徒が記号（アルファベット）で答える問題について、正答と誤答を間違っ
て採点した。

<事例>

大問2 問題2

生徒の解答	標準解答
F	F

- ・ 本来、正答とすべきところを誤答とした。
- ・ ミスがあった問題の前後を見ると誤答が続いている。
- ・ 記号問題が8問続いている。





中学・中等適性検査Ⅱ

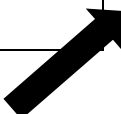
(1) 得点誤記入

正答の加点が漏れた。

<事例>

大問2 問題3 （答案をもとに県教育委員会で作成）

(1)	代かき  イ	田植え  ウ	1 =
(2)	 コンバインを使える……。		
	 買うお金が安くすむ。		



- ・ (2) の得点を枠外に記入しなかった。
- ・ 本来、正答で加点するべきところが漏れてしまい、点数が少なく計算されてしまった。

中学・中等適性検査Ⅱ

(1) 記述（長文）正誤

生徒が文章で答える問題について、正答とすべきところを不正解とした。

<事例>

2 問題3 (2) 下段

生徒の解答	標準解答
お金がかからない	それぞれの農家のこう入費用が安くなる。
共同でこう入することでよりよい製品が買える	保管場所が一つでよい。

(2) 得点誤記入

部分点が2点のところ3点としていた。

<事例>

3 問題3 (答案をもとに県教育委員会で作成)

問題3

<p>ゆ入した製品を加工してゆ出 ること。</p>	<p>3 2 2 ←</p>
--------------------------------------	------------------------

(3) 計算漏れ

点検で減点3点を取り消したが1点しか加点していなかった。

3 問題7 (1)

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会 第2回会議の結果

1 日時 令和3年4月15日（木） 午後4時から6時30分

2 場所 県庁舎9階 901共用会議室

3 内容

○主な意見

- ・ 現行システムを工夫することで、採点ミスはなくすることができる。
- ・ 土日に点検検証を実施し、時間的余裕を作ることも可能ではないか。
- ・ 答案の検証はボーダーラインを対象とするものでよいのではないか。
- ・ 人がやることとシステムでやることを分けて、ミスを減らすべき。
- ・ 将来的なマークシート方式の導入は1つの方法だが、その場合は中学生への影響も考慮し、十分な周知期間を置くべきである。
- ・ 部分点を認める問題について、県で統一的な採点基準を作成すべきではないか。
- ・ 合格すべき者が不合格になるような致命的な間違いが生じない仕組みを考えるべき。
- ・ 採点結果の開示は、不合格者対象なら合理的で、速やかに行うべきだが、合格者へは不要である。
- ・ 答案を開示することにより、採点時の緊張感は高まる。
- ・ 現場の声を拾い上げ、フィードバックできる仕組みが必要である。

○本日の議論を受けて、委員長が整理した次回の論点

- ・ 教員の意識の向上
- ・ 日程や採点システムの見直し
- ・ 出題形式や解答用紙のレイアウトの見直し
- ・ 採点基準の作成に対する県教育委員会の関与
- ・ 受検生への採点結果の開示の影響

4 今後の予定

第3回 4月22日（木）

茨城県立高等学校等入学者選抜 調査改善委員会

第2回会議資料

令和3年4月15日（木）
茨城県教育委員会

【目次】

- 1 採点ミスの概要
- 2 採点の現状
- 3 採点ミスのあった学校長の聞き取り結果
- 4 採点ミスに関与した教員の聞き取り結果
- 5 他県の状況（東京都、神奈川県）

1 採点ミスの概要

(1) ミスの件数

種類 年度学校数	学力検査(高校)		適性検査(附属中学校等)	
	R3 : 93校	R2 : 93校	R3 : 11校	R2 : 8校
誤りの件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件
	総計69校953件		総計9校35件	
合否への影響	3件 ※	なし	なし	1件 ※
答案誤廃棄	—	11校	—	なし

※ 高校：牛久栄進、取手一、境 中高一貫：並木中等

(2) ミスの内容 (R3 高校入試)

教科	ミス件数	主なミスの内容		
		※ 正誤	得点誤記入	計算漏れ
社会	141	93 (66%)	20 (14%)	17 (12%)
国語	127	42 (33%)	42 (33%)	33 (26%)
理科	80	56 (70%)	10 (13%)	9 (11%)
英語	98	34 (35%)	10 (10%)	9 (9%)
数学	50	26 (52%)	15 (30%)	8 (16%)
合計	496	251	97	76

※ 正誤は、長文記述の部分点、短文記述、記号

2 採点の現状

(1) 日程 学力検査から合格発表日までのスケジュール (R3 高校入試)

日	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
入試	学力検査	特色面接					追検査	追検査		合格発表
作業		採点	1日 1.5日 2日			得点入力・会議資料作成 合格発表に係る書類準備			判定会議	
在校生	休業日 (自宅学習)					授業	授業	授業	休	授業

(2) 採点日数・時間 (R3 高校入試)

教科	最短 (学校・受検者数)	最長 (学校・受検者数)	〔特色〕
英語	1日 2.5 (大子清流・43)	1.5日 18.0 (水戸工業・373)	〔実施〕
国語	1日 3.0 (三和・75)	1.5日 23.5 (水戸商業・358)	〔実施〕
数学	1日 2.0 (茨城東・62)	1.5日 18.2 (水戸工業・373)	〔実施〕
社会	1日 3.0 (竜ヶ崎南・78)	2日 22.3 (土浦第二・380)	〔なし〕
理科	1日 2.0 (茨城東・62)	1.5日 20.3 (水戸工業・373)	〔実施〕

(3) 採点方法

○採点日のタイムテーブル

時間	8:30	9:00	10:00	12:00	13:00~
動静	出勤	採点方針 確認	採点開始	昼食休憩	採点開始~終了
内容	会議室 へ移動	採点要領 採点基準 係分担	教科ごと に開始	職員室等 で昼食	教科ごとに再確認 開始



○採点方針確認内容

- ・ スケジュール を説明
- ・ 採点要領指示 ⇒ 県教育委員会要領を教務主任などが説明
(内容) 採点者・第一点検者・第二点検者、赤・青・赤 など確認
- ・ 開示対応への留意事項指示 ⇒ 教頭が説明
(内容) 採点基準(特に部分点)が外部へ説明できること
- ・ 採点基準及び係分担確認 ⇒ 教科別に教科主任が説明
(内容) 採点個所の係分担
該当教科教員が記述長文部分、他教科が記号や得点合計

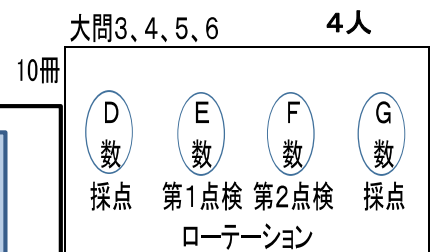
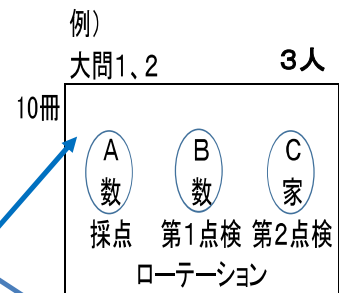
(4) 採点環境

○採点作業を実施する教員数(教員及び常勤講師)

例) 1学年5学級200人募集

教諭及び常勤講師で35人とした場合

- 英語 7人+他教科1人(音楽1) = 8人
- 国語 6人+他教科2人(体育2) = 8人
- 数学 6人+他教科1人(家庭1) = 7人
- 理科 5人+他教科1人(体育1) = 6人
- 社会 5人+他教科1人(体育1) = 6人



○採点作業を実施する部屋の状況



3 採点ミスのあった学校長の聞き取り結果

5

《調査日》3月30日（火）

《対象者》採点ミスのあった学校の校長（53校）…（A）

（1）ミスの要因（R3高校入試）

（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
集中力の欠如 採点に臨む心構え (ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督責任者として深く反省 この手順ならミスは起こらないという過信 タイトなスケジュールによる教員の疲労蓄積 「教員は間違えない」という気の緩み 	46	86.8%
体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> 採点基準の共有不足 「教科の専門教員はミスしない」との思い込み 教科内のコミュニケーション不足 他教科との比較による心理的な焦り 教職員の自覚を呼び起こせなかった監督責任 	18	34.0%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述問題の増加，部分点基準作成が難しい 長文記述の問題が多い 	15	28.3%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 大問ごとに得点合計欄がない 記号と短文記述の解答欄を見やすく 	6	11.3%

6

（2）改善策・要望等（R3高校入試）

（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
採点日程・時間	<ul style="list-style-type: none"> 採点と最終点検を別日に行う 期間において再点検できる機会が必要 	34	64.2%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 解答用紙に得点を記入する小計欄等を設定 解答欄のレイアウトを工夫 	21	39.6%
採点方法	<ul style="list-style-type: none"> 教科ごとに会場を分けて採点 採点基準確認など採点作業手順の見直しが必要 管理職が作業手順を随時点検 	19	35.8%
ガバナンス等	<ul style="list-style-type: none"> 「ミスは起こるもの」として業務を見直し 採点ミスの再発防止のための研修を実施 新任者に対して事前に採点トレーニング実施 	14	26.4%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述問題を減らす 採点基準づくりの徹底 出題のねらいの明確化 (採点基準・想定される複数回答例) 	14	26.4%
マークシート導入	<ul style="list-style-type: none"> マークシート方式の検討 	10	18.9%

4 採点ミスに関与した教員の聞き取り結果

7

《調査日》4月5日（月），8日（木）

《対象者》採点ミスに関与した教員（延べ1,262人）…（A）

（1）ミスの要因（R3高校入試）

（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
集中力の欠如 採点に臨む心構え	<ul style="list-style-type: none"> 採点が長時間に及んだことによる疲労 心理的な焦りや休憩の不足 採点環境（物理的なもの、雑音） 不注意 	967	76.6%
体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> 採点途中で部分点にブレが生じた 役割分担の徹底が図れなかった 「教科の専門教員はミスしない」と思い込み 例年よりも採点を担当する教員が少なかった 例年とは違う箇所の採点を任された 	486	38.5%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述問題の増加、部分点基準作成が難しい 配点の異なる問題が混在 	433	34.3%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 採点や点検に使用する記入欄がない 余白に記載した点数が見つからない 標準解答に即した解答スペースがない 記述と記号の混在により採点しづらい 	78	6.2%

8

（2）改善策・要望等（R3高校入試）

（複数回答可）

種類	内容	件数 (B)	割合 (B/A)
採点日程・時間	<ul style="list-style-type: none"> 日数・時間を増やす 判定会議後に点検日を設ける 休憩時間を適切に設ける 	621	49.2%
問題・出題方法	<ul style="list-style-type: none"> 出題のねらいの明確化 （採点基準・想定される複数回答例） 記述問題を減らす 	571	45.2%
解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 得点記入や点検使用の欄を追加 採点・得点計算がしやすいレイアウト 配点をわかりやすくする 	440	34.9%
マークシート導入	<ul style="list-style-type: none"> 全てまたは一部をマークシート 	248	19.7%
採点方法	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な採点方法や手順の明示等 採点手順を示した県の採点要領見直し 採点システム導入や外部人材活用 	152	12.0%
その他	<ul style="list-style-type: none"> 検査日の前倒し 	16	1.3%

5 他県の状況 (東京都, 神奈川県)

(1) スケジュール

茨城県	学力検査	採点	採点		追検査	追検査	判定会議	合格発表	
東京都		採点	採点 検証	判定会議	発表準備	→	合格発表		
神奈川県		採点	採点	採点 検証	追検査	判定会議	発表準備	→	合格発表

※ 東京・神奈川は、**採点后検証を実施**、判定会議後、合格発表までに**2日間の発表準備期間**を設け全受検者の答案写し交付準備を行う。

(2) 採点・点検・検証方法 (東京都・神奈川県教育委員会の例)

- ①記号選択式問題 (マークシート) ⇒ 全校に読み取り機設置 (2回読取)
- ②部分点のない記述式問題 ⇒ 2系統での採点・点検
正答と受検者の解答をPC画面上に並べて表示し採点 (デジタル採点)
- ③部分点のある記述式問題 ⇒ 3系統での採点・点検
3系統目は、誤字・脱字の見落とし防止に特化して確認
- ①+②+③ ⇒ 採点結果の確定
- ④合否ボーダーラインについては再点検による**検証**を実施

(3) 答案の写しの交付

受検者の答案の写しと採点結果一覧表を出力し交付

	対象者	交付・申請方法	受付・交付時期
東京	申請者	各高校窓口 開示請求書提出 (電子申請可)	合格者 5月6日 ~8月末
			不合格者 合格発表翌日 ~8月末
神奈川	受検者 全員	合格者 各高校窓口	合格発表日に合格通知書と 併せて交付
		不合格者 受検者の自宅に 簡易書留で郵送	合格発表日に発送

※ ほとんどがマークシートによる採点のため、疑義の問合せはほぼない。

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会 第3回会議の結果

- 1 日時 令和3年4月22日（木） 午後4時から7時15分まで
- 2 場所 県庁舎9階 901共用会議室
- 3 内容
 - (1) 再発防止・改善策
 - 最終とりまとめに向けた意見・方向性の整理
 - (論点1) 現場主導の自律的な改善行動の促進
 - ・学校と県教委の組織間のフィードバックが有効に機能する仕組みの確立
 - (論点2) 採点基準の作成に対する県教委の関与
 - ・県教委による具体的な採点基準の作成と出題意図を含めた提示
 - ・採点基準で採点困難な事例に対する県教委のバックアップ
 - (論点3) 採点システムの見直し
 - ・2系統のペアでの採点を実施《人手・機械の分業による効率的な運用（将来的なマークシート、OCR等の導入を含む）を検討》
 - ・採点翌日に検証日を、判定会議前に点検日を設定
 - ・採点プロセスを合理化するための解答用紙レイアウトを含めた検討
 - (論点4) 受検生への採点結果の提供
 - ・合格発表後、不合格者全員に解答用紙の写しを交付
 - ・中高一貫教育校は、提供の方法を工夫するなど慎重に対応
 - (論点5) 日程の見直し
 - ・改善した採点システムを踏まえた日程・スケジュールを検討（現行制度の範囲内で対応）
 - (2) 関係者の責任の在り方 ※非公開
 - ・大きな社会問題になっているため、懲戒処分の基準や根拠を踏まえ、行為者を含め十分に調査した上で、厳正に対処すべきである。
- 4 今後の予定
 - 第4回 4月26日（月） 提言書をまとめた後、手交予定

茨城県立高等学校等入学者選抜 調査改善委員会

第3回会議資料

令和3年4月22日（木）午後4時
茨城県教育委員会

【次第】

- 1 第2回茨城県高等学校等入学者選抜調査改善委員会の概要
- 2 教員の意識の向上
- 3 採点基準の作成に係る県教委の関与
- 4 採点システムの見直し
- 5 出題形式や解答用紙レイアウトの見直し
 - (1) 出題形式
 - (2) 学習指導要領(国)・学校教育指導方針(県)
 - (3) 中学校及び高等学校における学習
 - (4) 中学校長からの聞き取り状況
 - (5) 解答用紙の様式の改善について
- 6 受検生への採点結果の提供
- 7 日程の見直し
 - (1) 県立高等学校入学者選抜
 - (2) 県立中学校・中等教育学校入学者選抜

1 日時 令和3年4月15日(木)

2 出席者 吉田委員長、坂本副委員長、齊藤委員、曾根委員、寺門委員、三村委員(欠席)

3 議論の流れ

- (1) 今回の採点ミスの概要説明
- (2) 校長からの意見聴取
- (3) 委員からの主な意見
 - ・ 現行システムを工夫することで、採点ミスはなくすることが可能
 - ・ 土日に点検、検証を実施し、時間的余裕を作ることも可能
 - ・ 答案の検証は、ボーダーラインを対象
 - ・ 人がやること、システム(マークシート)でやることを明確にすることで、ミスを減らせる
 - ・ 将来的にマークシート方式の導入は1つの手法であるが、中学生への影響を考慮するとともに、十分な周知期間が必要
 - ・ 部分点が生じる問題について、県で統一的な採点基準を作成すべき
 - ・ 合否にかかる致命的な問題が生じない仕組みづくり
 - ・ 不合格者に対してのみ採点結果を開示することは合理的であり速やかに実施すべきであるが、合格者へは不要
 - ・ 答案を開示することにより、採点時の緊張感が高まる
 - ・ 現場の声を拾い上げ、フィードバックできる仕組みの構築

＜委員長が整理した次回の論点＞

- ・ 日程や採点システムの見直し
- ・ 出題形式や回答用紙のレイアウト(マークシート等)の見直し
- ・ 採点基準の作成に対する県教育委員会の関与
- ・ 受検生への採点結果の開示の影響
- ・ 教員の意識の向上

【本日の資料 説明上の論点】

- (論点1) 教員の意識の向上
- (論点2) 採点基準の作成に対する県教育委員会の関与
- (論点3) 採点システムの見直し
- (論点4) 出題形式や解答用紙のレイアウト見直し
- (論点5) 受検生への採点結果の開示の提示
- (論点6) 日程の見直し

2 (論点1) 教員の意識の向上

現状

課題

委員の意見を踏まえた具体例

- 実施細則説明会(10月)
対象者: 副校長(教頭)、教諭
内容: 選抜の概要、主な変更点
ミスやトラブルの防止
学校内規の整備
開示請求への対応 等
- 事務処理要領説明会(11月)
対象者: 副校長(教頭)、事務長
内容: 各種報告事項
選抜事務の実務上の留意事項
ネットによる合格発表
英語聞き取りテスト再検査 等
- 学検校長会(2月)
対象者: 校長
内容: 選抜実施上の注意事項等
学力検査問題取扱要項
事務処理上の点検の徹底 等
- 各学校からの所見の回答(3月)
回答者: 校長(教員の意見を聴取)
内容: 日程、選抜制度、出願手続
各教科問題、事務全般 等

- 集中力の欠如
採点に臨む心構え
- ・ 「教員は間違えない」という気の緩み
- ・ 「教科の専門教員はミスしない」という思い込み
- ・ この手順ならミスは起こらないという過信
- ・ 不注意、ミスの自覚なし
- ・ 役割分担の不徹底
- ・ 教科内のコミュニケーション不足
- ・ 他教科との比較による心理的な焦り

- 《採点システムの周知》
- ・ 採点システム周知のための研修を実施
- ・ 教員の意識向上の研修の実施
管理職対象
新任教員対象 など
- 《現場の声のフィードバック》
- ・ 現場の声を拾い上げ、フィードバックできる仕組みの構築

現状 → 課題 → 委員の意見を踏まえた具体例

《構成》
 ○県教委作成標準解答
 A4：1枚
 解答用紙の様式と異なる。

《部分点》
 ○県教育委員会指示事項
 「部分点を与えてもよい」
 「同じ意味なら点を与える」
 教科により異なる表記

【学校】
 県教委作成以外の基準
 部分点などの細部基準
 ⇒ 学校ごとに作成

【県教育委員会】
 学校で定めた採点基準
 ⇒ 集約なし

《構成》
 ○学校が解答用紙の様式に合わせて作成
 ⇒ 時間がかかる

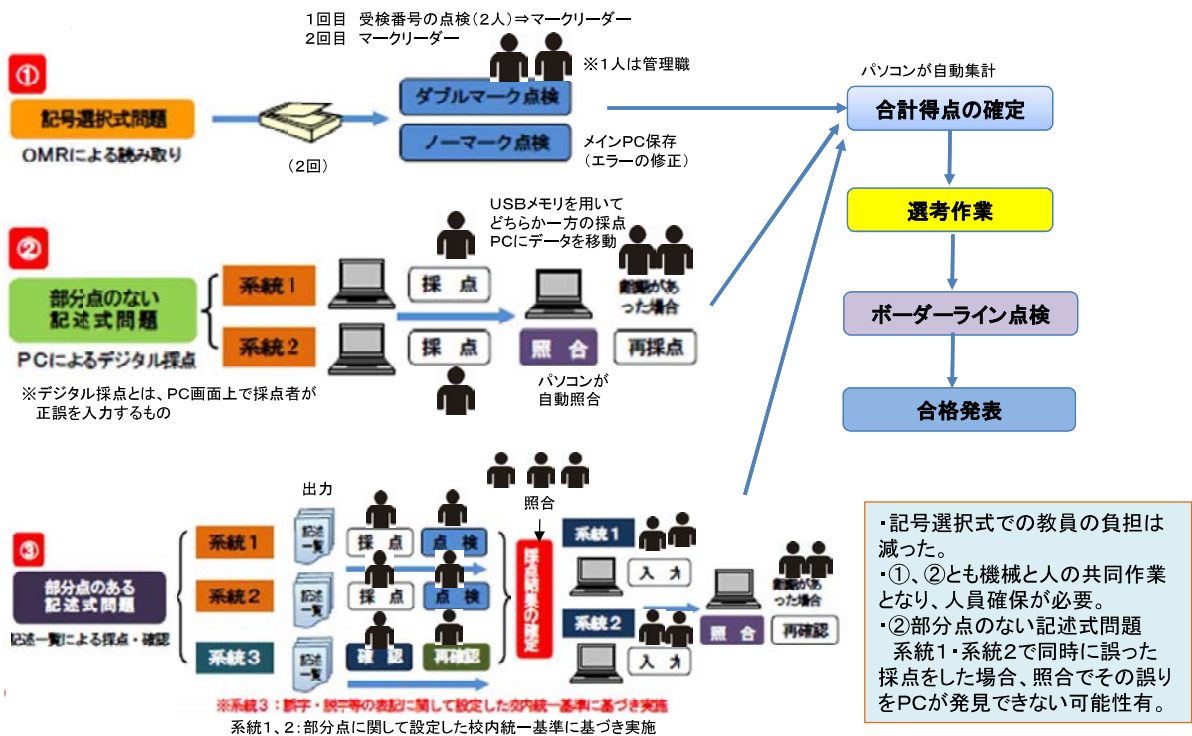
《部分点》
 ○受検者の解答状況に差
 採点者間の共有不足
 ⇒ **学校で定めた基準にブレが生じる**
 ⇒ 部分点基準作成に時間がかかる
 ⇒ 採点時間不足

《構成》
 ○県統一の採点基準作成
 各学校が別々に採点基準の細部を作成するのではなく、県が統一できるとよい

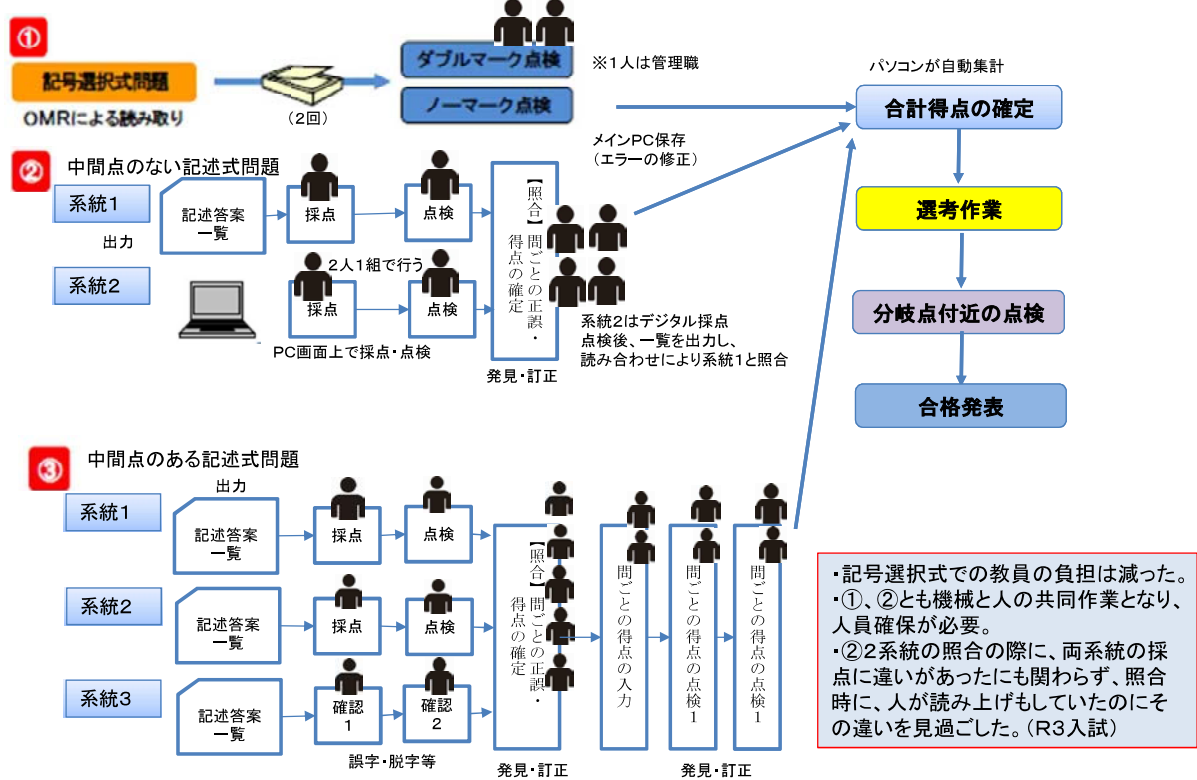
《部分点》
 ○部分点を与える条件など詳細に例示
 ・部分点が生じる問題について、県で統一的な採点基準を作成すべき

4 (論点3) 採点システムの見直し

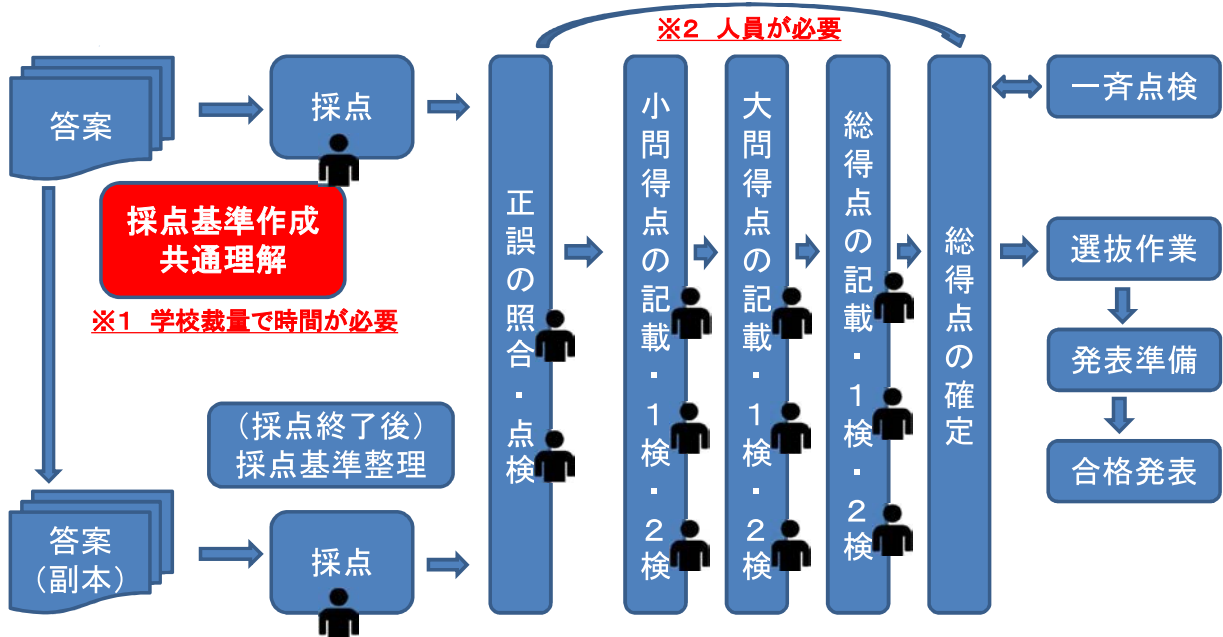
●採点システム (東京都の例)



●採点システム（神奈川県の場合）

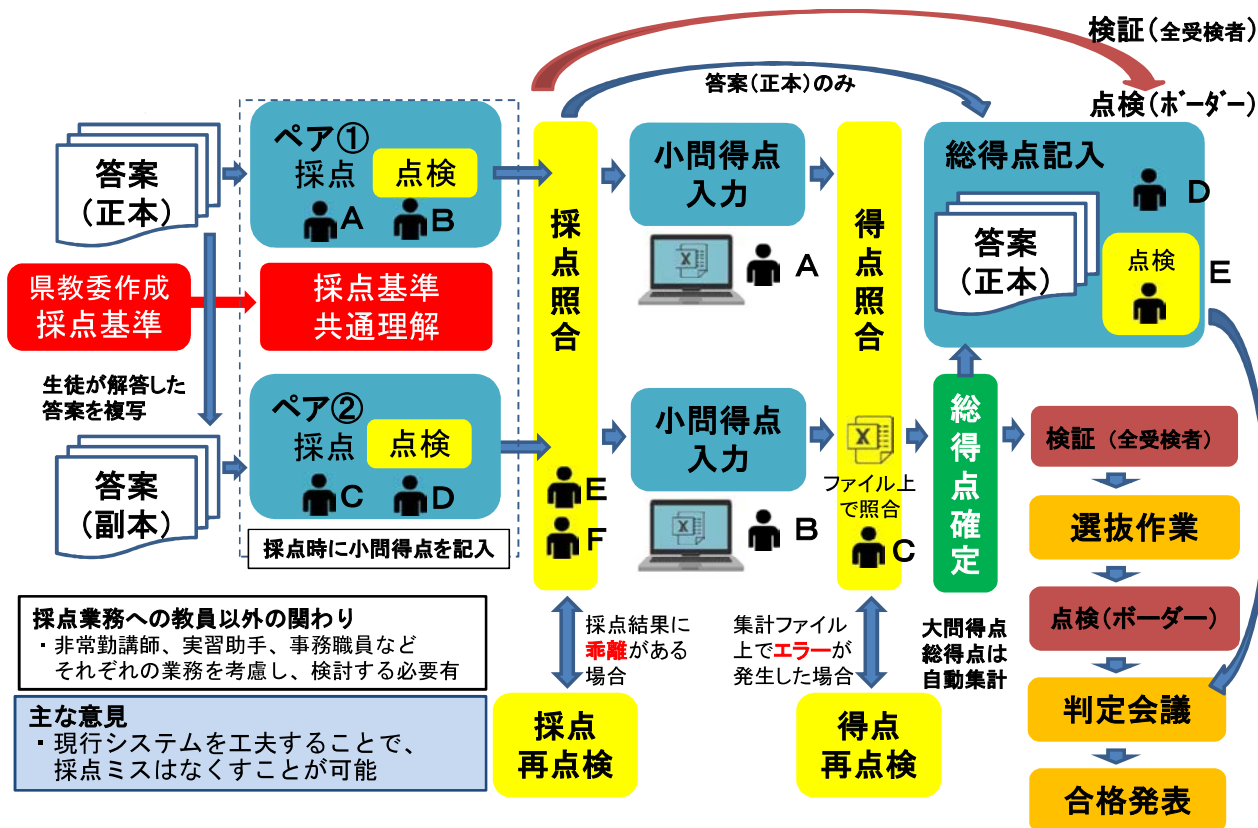


●採点システム（山形県の場合）



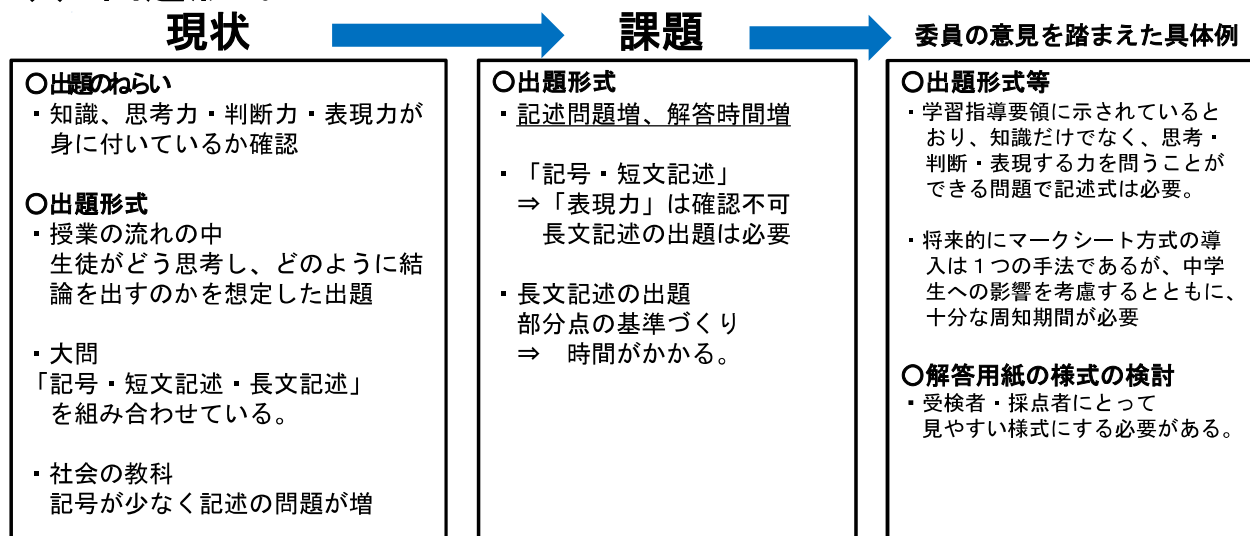
※1、※2
この採点方法について
⇒ 本県では、検討が必要

・記述式問題を大事にした問題構成での採点・点検に有効。
・2システムの採点方法(PC導入無)で実施⇒従前より採点業務量増 ⇒ 採点時間の確保が必要(学校裁量で3~4日)



5 (論点4) 出題形式や解答用紙のレイアウトの見直し

(1) 出題形式



国語・数学で記述式導入を検討⇒見送り

【大学入学共通テストの志願者数・活用大学数】

・2021年度入学者対象: 志願者数53万5, 245人、活用大学数866校 ⇒ 採点期間約20日 ⇒ マークシート

【記述式問題の導入に対する文科省の説明(文部科学省HP「大学入学共通テスト」について)】

・高校や中学でも、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善が促され、大学では、高校で学んだ「思考力・判断力・表現力」を前提とした質の高い教育が期待できるようになる。

(2) 学習指導要領(国)・学校教育指導方針(県)

9

○学習指導要領

・子供たちの課題

判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べること など

・学校教育を通じて育てたい姿

対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えることができる など

・どのように学ぶか

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」の実現 など

・何ができるようになるか

「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を評価

○学校教育指導方針

・確かな学力を育む教育の推進

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力を育む。

例) 国語：目的に応じて文章などから必要な情報を捉え、論理的に自分の考えを表現する

数学：目的に応じた数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動

(3) 中学校及び高等学校における学習

10

○中学校

・茨城県独自の学力診断のためのテスト

基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用する学習活動を充実させ、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成し、確かな学力の向上に努める。

・学力向上推進プロジェクト事業（授業カブラッシュアップ研修）

児童生徒が自ら課題を発見・解決できる、高い学力を育成するため、各種学力調査等の分析結果をもとに授業改善を図るとともに、外部の教育的資源などを活用した質の高い教育を推進する。

○高等学校

・いばらき高等学校学力向上推進総合事業

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進し、生徒の思考力、判断力、表現力等を中心とした資質・能力の育成を図る。

○学校教育指導方針

・身に付けさせたい能力

文章や情報を読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

課題を見つけ価値を生み出す発見力・探究力・実行力



(4) 中学校長からの聞き取り状況(20校)

11

1 高校入試学力検査について

(1) 現在の出題形式

- ・知識だけでなく、思考力・判断力・表現力を問うことができる問題である。
- ・今年度は、社会の記述問題が増えたことで、受検生に戸惑いがあった。

(2) 現在の解答方式

- ・思考力、判断力、表現力等をみるためには記述式、記号選択式が好ましいと考える。
- ・採点ミスをなくす工夫を（採点研修、校内研修）し、現在の解答方式が望ましい。
- ・記述式の出題が多いため、解答を書くのに時間がかかる。

(3) マークシート方式に変更した場合

- ・学習指導要領に基づいた「思考力・判断力・表現力」を問うことには、限界を感じる。
- ・採点ミスを防ぐ目的だけで導入するのであれば反対である。

2 マークシート方式が採用された場合の中学校の教育活動への影響について

- ・自分の考えを自分の言葉で表現する授業が重視されなくなる可能性がある。
- ・授業展開が大きく変わり、マークシート方式に合わせて、一問一答式の授業に逆戻りすることが危惧される。
- ・学習指導要領に示された学習活動にそぐわないため、教育活動への影響は大きい。
- ・周知期間 ⇒ 一定の周知期間が必要（13校）、すぐに周知すれば可能（7校）

解答用紙の様式の改善について

12

現行

委員の意見を踏まえた改善イメージ

- ・見やすくする
- ・得点欄を設ける

社会科問題解答用紙

		得点	
1	(1)	(2)	
	(3)		
	(1)		
2	(1)		
	(2)		
3	(1)		
	(2)		
	(3)	記号	県庁所在地
	(4)		市

【課題】

大問や小問の点数記入欄がない

採点者により、○✓の記入場所在異なる

社会科問題解答用紙

		総得点	
1	(1)	採点 ○/△	小問 の 点
	(2)		
	(3)		
2	(1)		
	(2)		
3	(1)		
	(2)		
	(3)①		
	(3)②		
		大問の計	
		市	

6 (論点5) 受検生への採点結果の提供

13

現状

○教科別得点及び合計点簡易開示

- 各校の窓口で、受検生本人が受検票と身分証明書を提示し受領
- 請求は、合格発表日から3月31日まで

○解答用紙の写し
条例に基づく開示請求

- 開示請求書を作成し該当校窓口へ提出
- 保護者等が提出する際は、受検生本人との関係を示す書類（戸籍謄本など）が必要

課題

○教科別得点及び合計点
学校の事務処理が増加

受検者数に対する開示件数
 高等学校 (R3: 58.7%)
 10,559件 / 17,994人
 中高一貫校 (R3: 50.3%)
 1,219件 / 2,422人

○解答用紙の写し

- 申請手続きが煩雑
- 受領までに15日程度必要 (申請後審査が必要)
- 万が一、合否に影響があるミスが発見された場合、対応が遅れる。

委員の意見を踏まえた具体例

○教科別得点及び合計点
引き続き簡易開示を実施

○解答用紙の写し
不合格者に対してのみ採点結果を速やかに開示することは合理的

＜意見に基づいた改善イメージ＞

⇒

【高校（学力検査）】
不合格者全員に解答用紙の写しを交付
(合格者は入学後の対応)

【中学・中等（適性検査）】
不合格者数が多い学校もあるため、開示の方法を工夫

R3の選抜状況(高等学校)

学校名	受検者数	合格者数	不合格者数
水戸一	421	284	137
牛久栄進	404	321	83
水戸桜ノ牧	401	320	81

R3の選抜状況(中高一貫教育校)

学校名	受検者数	合格者数	不合格者数
並木中等	609	160	449
水戸一附	361	80	281
土浦一附	261	80	181

7 (論点6) 日程の見直し

14

(1) 県立高等学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	3月																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点			採点	資料	→		判定						
改善イメージ	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点	採点	採点	検証	検証	資料	→	点検	判定		交付			
			休業	休業			休業				休業						

【委員の意見を踏まえた具体例】⇒ 土日に点検、検証を実施し、時間的余裕を作ることも可能

- ・日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応 (R4年度は公表済)
- ・採点日・・・県が示す採点基準確認 (部分点詳細は県と調整)
(生徒休業日) ⇒ 新システムで採点業務を実施 (学校裁量1日～2.5日、土日は振休対応)
- ・検証日・・・採点后、新たに検証日を設定
(生徒休業日) ⇒ 検証は受検者全員対象 (学校裁量0.5日～1.5日、土日は振休対応)
- ・点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
・交付：解答用紙写し交付 (不合格者のみ)
⇒ ボーダーラインの前後を点検

(2) 県立中学校・中等教育学校入学者選抜日程《採点業務に係る改善の方向性》

月	1月																
日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定				問配 題付	適検 性査		採点	採点	資料	→	→			→	判定	合格 発表	
改善				問配 題付	適検 性査		採点	採点 検証	検証	資料	→	点 検			判定	準備	合格 発表
								休業						休業			

→ 21日・24日が入学確約書提出

【委員の意見を踏まえた具体例】

- ・日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・採点日・・・県が示す採点基準確認（部分点詳細は県と調整）
（生徒休業日）⇒新システムで採点業務を実施（学校裁量1日～2日、土日は振休対応）
- ・検証日・・・採点后、新たに検証日を設定
（生徒休業日）⇒検証は受検者全員対象（学校裁量0.5日～1.5日、土日は振休対応）
- ・点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
⇒ボーダーラインの前後を点検
- ・準備・・・解答用紙の写し交付準備（※高校入試と異なり合格者数より不合格者数が多い）

専決第1号

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則の一部を改正する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで、別紙のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和3年4月27日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし，茨城県教育委員会教育長が別に定める場合は，この限りでない。

付則

この規則は，公布の日から施行する。

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。<u>ただし、茨城県教育委員会教育長が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の表彰には、記念品をあわせて贈呈することができる。</p> <p>第7条～第16条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の表彰には、記念品をあわせて贈呈することができる。</p> <p>第7条～第16条（略）</p>

第 1 号議案

令和 3 年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、令和 4 年度に使用する特別支援学校の小・中学部及び小・中学校等において使用する教科用図書のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に基づき使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）において、令和 4 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料

- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う、令和 4 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

令和 3 年 4 月 27 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定により、諮問しようとするものである。